

大熊町の 国民の保護に関する計画

平成19年3月策定

平成31年3月改定

大 熊 町

目 次

第1編	総 論	1
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針等	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	町の地理的、社会的特徴	7
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	11
第2編	平素からの備えや予防	16
第1章	組織・体制の整備等	16
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	36
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	43
第4章	国民保護に関する啓発	44
第3編	武力攻撃事態等への対処	45
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	45
第2章	町対策本部の設置等	50
第3章	関係機関相互の連携	61
第4章	警報及び避難の指示等	65
第5章	救援	82
第6章	安否情報の収集・提供	86
第7章	武力攻撃災害への対処	89
第8章	被災情報の収集及び報告	103
第9章	保健衛生の確保その他の措置	104
第10章	国民生活の安定に関する措置	106
第11章	特殊標章等の交付及び管理	107
第4編	復 旧 等	109
第1章	応急の復旧	109
第2章	武力攻撃災害の復旧	110
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	111
第5編	緊急対処事態への対処	112
資料編		117
資料1	組織体制	117
資料2	防災関係機関等の連絡先一覧	120
資料3	様式	125

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

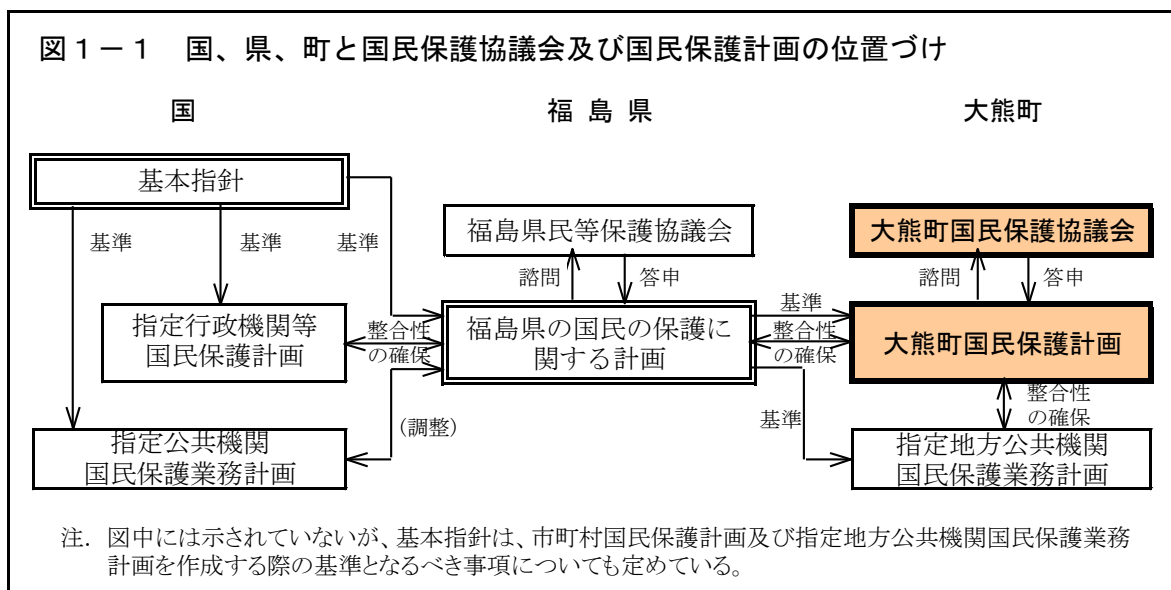
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。（図1-1）



(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ア 町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- イ 町が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ アからオのほか、町の区域に係る国民の保護のための措置に関し町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

《本 編》

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

《資料編》

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

- ア 町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ見直しを行う。
- イ 町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針等

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

なお、町は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に援護を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村、町の区域を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア等により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、自らが実施する国民保護措置のほか、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び指定

地方公共機関等が実施する町の区域に係る国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

2 国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項

(1) 外国人に対する国民保護措置の適用等

外国人に対しては、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、町は、町の区域内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置の実施に当たっては、1の基本方針を適用する。

(2) 町地域防災計画に基づく対応

武力攻撃事態等への対応については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、武力攻撃事態等の確認に時間を要する場合、初動対応等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、大熊町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）その他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

(3) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携等の確保

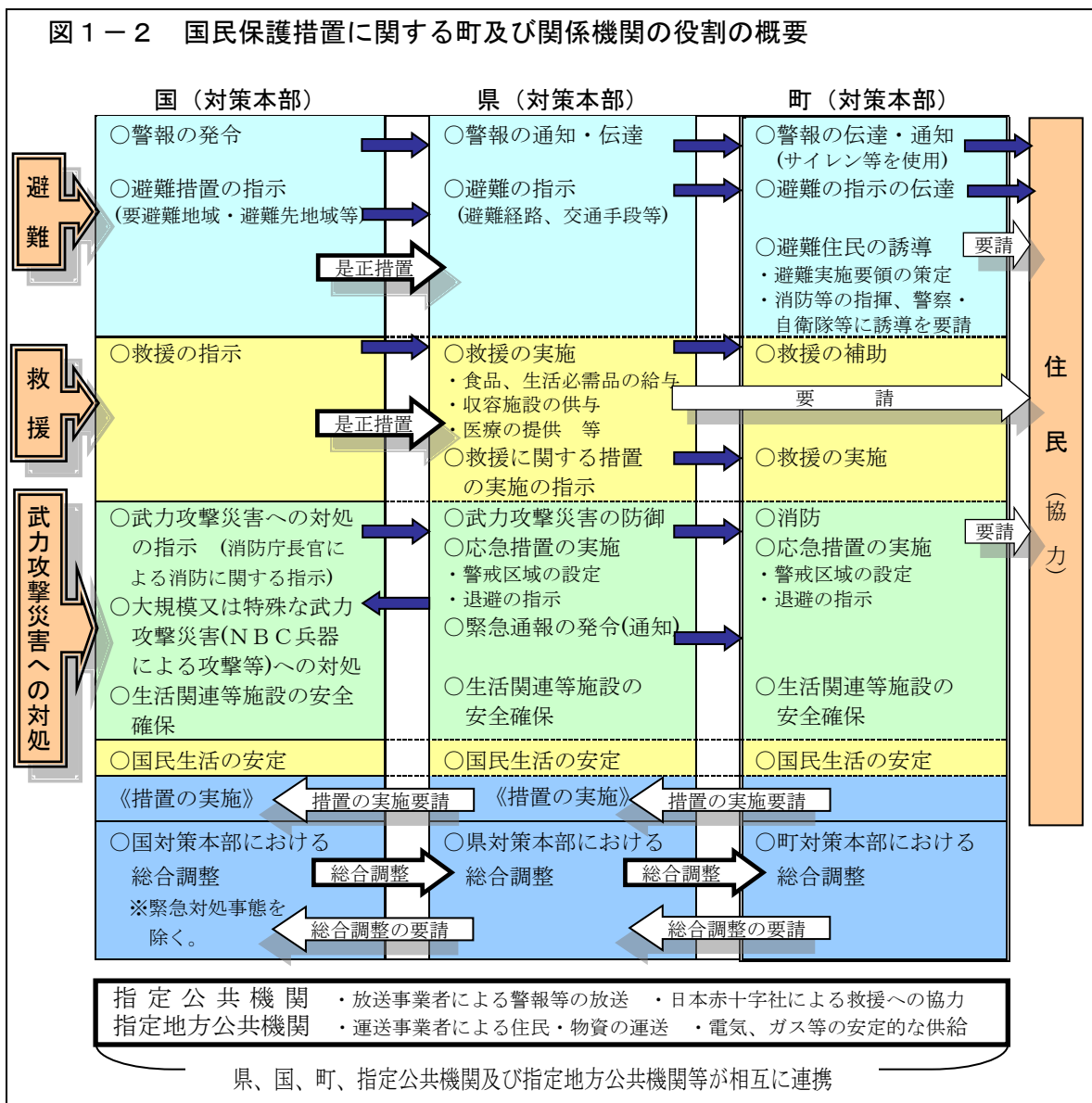
町は、町の区域の消防を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部との初動体制、情報連絡体制及び国民保護措置の実施に当たっての役割分担等について、この計画に定めることなどにより双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携の確保に努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 町及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である町、国（指定地方行政機関を含む。）、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）が行う国民保護措置に関する役割の概要は図1-2のとおりである。



※NBC：「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

2 町の事務又は業務の大綱

- (1) 町国民保護計画の作成
- (2) 町国民保護協議会の設置、運営
- (3) 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の事務又は業務の大綱

- (1) 町国民保護計画の作成への協力
- (2) 町国民保護協議会委員への就任及び当該協議会への参加
- (3) 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への参加
- (4) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部国民保護対策本部等の組織の整備、町等の実施する訓練への協力及び参加
- (5) 町の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 被災者の捜索及び救出、死体の捜索等、安否情報の収集その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 消防、退避の指示の伝達、町長の行う警戒区域の設定への協力、廃棄物の処理、放射性物質等による汚染の拡大の防止、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

4 関係機関の連絡先

- (1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び富岡消防署
町国民保護計画 資料編（以下「資料編」という。）のとおり。
- (2) 指定地方行政機関（自衛隊を含む。）
資料編のとおり。
- (3) 県関係機関（県警察を含む。）
資料編のとおり。
- (4) 関係市町村機関（消防機関含む）
資料編のとおり。
- (5) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
資料編のとおり。

第4章 町の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために必要となる町域の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり記載する。

1 地理的条件

(1) 位置及び面積

本町は、いわき市より北に49km、宮城県仙台市より南に103kmの地点にあり、福島県浜通りの中央部に位置する。

表1-1 大熊町の位置

経緯度	
北緯	37度22分19秒～37度25分50秒
東経	140度51分29秒～141度2分30秒

東は太平洋に面し、西は阿武隈山系の分水嶺をもって田村市と接し、南は富岡町、川内村に、北は浪江町、双葉町に隣接している。

(2) 地勢

本町は、西高東低の地形にあり、高低差は、海拔676mより3mと起伏に富み、東西15.4km、南北6.7km、総面積78.71km²で、その64%は山林であり、そのうち約47%は国有林である。

阿武隈山系の山稜から町内の南部、中部、北部に3条の支脈が丘陵をなして太平洋に尽き、その間を熊川、小入野川、夫沢川の3小河川が東流して流域に耕地をつくっている。

太平洋岸は、熊川浜、夫沢浜以外は絶壁をなし、港と称すべきものは東京電力株式会社福島第一原子力発電所専用港があり、冷却水取水を主目的として夫沢地内に造られたが、東日本大震災以降専用港からの冷却水の取水は行っておらず、重量物荷揚のため3,500DWT級の船舶が出入りできる。

(3) 河川及び湖沼

ア 河川

本町を東西に流れる河川のうち最も大なるものは二級熊川にして、その源は川内村境に発し、阿武隈山系を横断し、西方部より西南部を経て太平洋に注ぎ、延長25km、最大川幅は80mの河川であり県管理河川である。

なお、北部には鈴内ため池を起点とする延長6kmの二級河川夫沢川及び二枚橋ため池より流れる延長4kmの二級河川小入野川とがある。また、日隠山南部に源を発し、坂下ダムを経由して二級熊川と合流する二級河川大川原川がある。

イ 湖水及びダム

本町には水田灌漑用のため池大小117が主として西北部に点在しており、その主なものは阿武隈山系にある小塚ため池であって、水面面積8ha、貯水量57万tである。西部郡境にある万右エ門ため池は水面面積4ha、貯水量25万tである。

また、西南部にある坂下ダムは満水面積21ha、貯水量284万tである。

(4) 気象

気候は、東日本型海洋性で比較的温暖で、年平均気温13.1℃で、7月～8月が最も気温が高く平均気温は24℃程度となり、1月～2月は最も気温が低く平均気温は2℃程度となっている。年間降水量は1,600mm前後で、7月～10月の降雨量が最も多く、梅雨前線、秋雨前線

と台風の影響により4か月間で700mm程度となる。一方、冬期は日本海の湿った空気が奥羽山脈や阿武隈山系に遮られるため、雨量は少ない。また、冬期は乾燥した空気が吹き、日最大風速の月平均値が8m/sを超えることもあり、風向きは、西風、北西風が多い。

2 社会的条件

(1) 福島第一原子力発電所事故による全町避難

本町は、平成23年3月11日の東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故により、発電所の半径20km圏内に「警戒区域」が設定されたため、町役場の主要機能は約100km西に位置する会津若松市に移転を余儀なくされ、町民も、会津若松市やいわき市をはじめ、全国各地に避難をしている。

平成24年12月10日に、「警戒区域」が「帰還困難区域」・「居住制限区域」・「避難指示解除準備区域」に再編され、町民の約95%が居住していた地域が「帰還困難区域」となったため、町としても「5年間は帰町しない」判断を行ったところである。

(2) 人口

ア 総人口及び人口分布

本町の人口は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う全町避難により、平成27年10月の国勢調査では総人口0人となっているが、平成30年11月1日現在の住民基本台帳の登録人口は10,402人となっている。

東日本大震災時の平成23年3月現在の人口11,580人に比べ約10.2%減少している。

住民は全国各地へ避難しており県内に避難している者が多く、特にいわき地区への避難者が最も多い。

現在、避難指示解除準備区域である中屋敷地区、居住制限区域である大川原地区では、平成31年中の避難指示区域の一部解除に向けて準備宿泊を行っている。

イ 高齢者等特に配慮を要する者の人口

本町における平成30年11月1日現在の高齢化（65歳以上）率は、東日本大震災時の約25.6%と平成23年3月現在の約18.8%よりも上昇している。

また、東日本大震災以前は外国人の人数が増加傾向にあり75人居住していたが、現在の外国人の住民基本台帳登録人数は42人と減少傾向にある。

(3) 土地利用

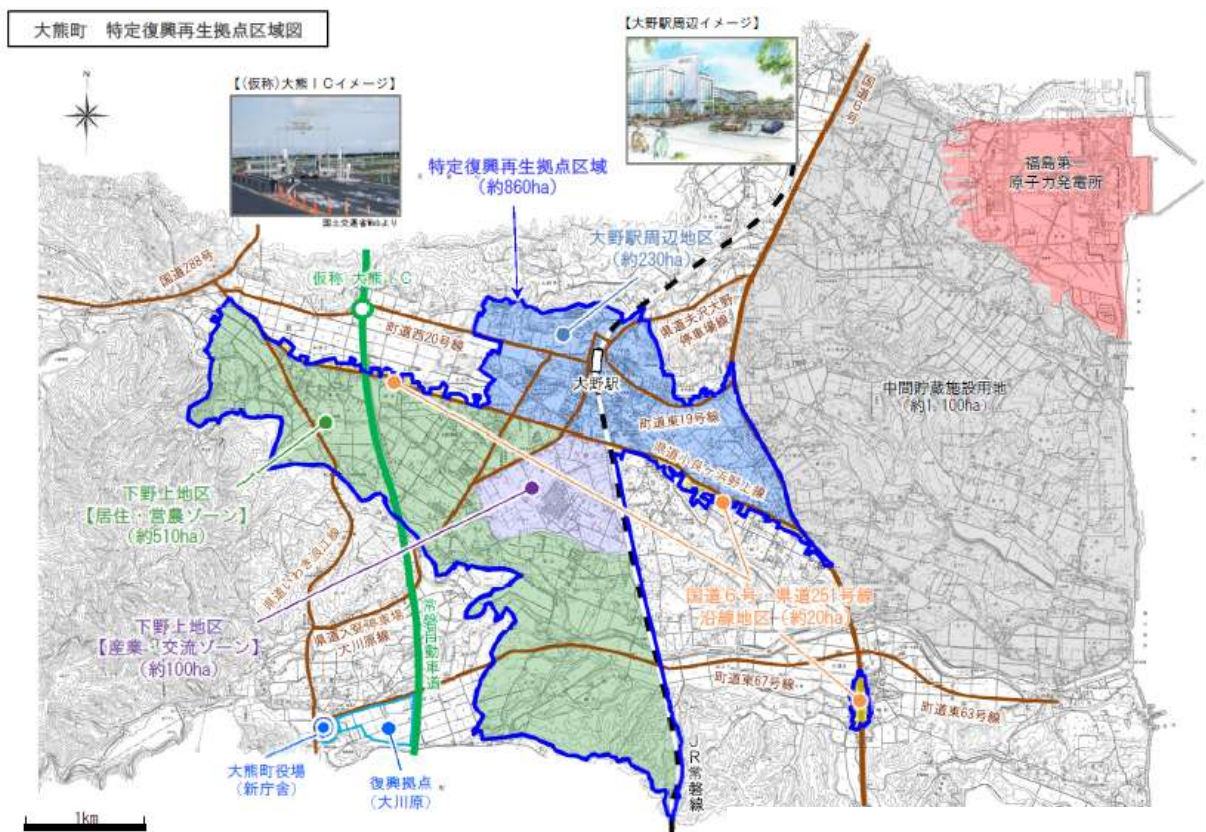
本町の東日本大震災前の土地利用は、町域東部の平野部を中心に、宅地、田畑、福島第一原子力発電所施設用地をはじめとする工業・業務用地に利用され、JR常磐線大野駅周辺に住宅が集積し、役場をはじめとする公共施設も立地していた。また、町域の西部は山林となっている。

平成30年2月現在、避難指示区域解除による町域の復興をめざし、平野部の南部に位置する大川原地区の約29haが復興拠点に指定され、公共施設等の整備などが着手されるとともに、大野駅周辺地区、下野上地区の約860haが特定復興再生拠点区域に指定され、早期避難指示区域解除にむけて、除染等が進められている。なお、特定復興再生拠点区域には、熊町地区の国道6号沿道の一部を含んでいる。

また、国道6号より東側の約1,100haは放射性廃棄物中間貯蔵施設用地として、関連施設

の整備が進められている。西部の山林地帯である中屋敷地区は、避難指示解除準備区域となっている。

図 1-3 特定復興再生拠点区域図



(4) 交通

ア 道路

本町の主要幹線道路として町東部を国道6号、西部を常磐自動車道が南北に縦断し、町北西部を通る国道288号、そして、主要地方道いわき浪江線が南北に通過している。

平成30年2月現在、常磐自動車道、国道6号は全線供用開始されており、国道288号、主要地方道いわき浪江線は一部区間で供用開始されている。

町内の道路網は、国道6号と主要地方道いわき浪江線に入城ゲートが設けられ、福島第一原子力発電所や放射性廃棄物中間貯蔵施設の関連車両や、一時帰宅する住民の車両を除き、町域に立ち入ることが制限されている。一般車両は、主要地方道いわき浪江線と国道288号により、富岡町方面から本町大川原地区を経由し、田村市方面に通過できる。

福島県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）では、国道6号、国道288号及び県道小良ヶ浜野上線を緊急輸送路に指定している。

イ 鉄道

本町には、東京都から仙台を結ぶ東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）常磐線が、国道6号とほぼ平行する形で通過して町内には、大野駅が設置されているが、本町を含む富岡・浪江間20.8kmが依然不通である。

JR東日本では、平成32年（2020年）3月末までの開通を目指している。

なお、大野駅の平成22年の利用者数は1日平均616人であった。

(5) 自衛隊施設等

本町は、陸上自衛隊は東北方面隊、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となる。県内の自衛隊施設は、表1-2のとおりである。

表1-2 県内の自衛隊施設

区分	駐屯地・分屯基地名	部隊名	所在市町村名
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市
	郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6特科連隊 ・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	郡山市
航空自衛隊	大滝根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村ほか

(6) 電力供給施設

町内に位置する原子力発電所は表1-3のとおりである。

表1-3 町内の発電所の設置状況

区分	施設名	所在地	認可最大出力(万kw)	事業者名
原子力発電所	福島第一原子力発電所1号機	大字夫沢字北原22	46.0	東京電力ホールディングス(株)
	” 2号機	”	78.4	
	” 3号機	”	78.4	
	” 4号機	”	78.4	
合計	4基		281.2	

3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項

(1) 発電所立地地域における住民避難

本町及び隣接する町においては、原子力発電所が立地しており、これらの発電所に対し武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃（以下「武力攻撃等」という。）が行われた場合、大規模かつ広域的な住民避難も想定されることから、平素からの発電所の安全確保や武力攻撃災害が発生した場合の対処に関して配慮する必要がある。

また、武力攻撃事態及び緊急対処事態に至った場合には、影響を及ぼす範囲も広範にわたることが考えられるため、国、県、消防機関、近隣市町村など、関係機関との連携の在り方は本町の重要な課題といえる。このため、平素から関係機関との連携の協力、指導を得ながら、国民保護に必要な研修や訓練を実施するとともに、非常時における情報収集体制を確立しておくことが重要である。

(2) 高齢者等の避難の支援

ア 本町の高齢化率は年々上昇しており、また、高齢者のひとり暮らしの高齢者世帯の比率も高くなってきていることから、高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。

イ 外国人居住者や町に訪れる観光客等に対して、警報や避難に関する情報の伝達や避難誘導のあり方などについて留意が必要である。

(3) 地勢、気象条件による避難経路の制限

本町において、町の西方面に住民避難を実施する場合、阿武隈山系の中山間地域を移動することになり、東は太平洋に面しているため、避難経路が制限されるおそれがある。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等の類型

(1) 武力攻撃事態等の類型

基本指針及び県計画には、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、町国民保護計画においても基本指針等と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については表1-4のとおりである。

表1-4 基本指針における武力攻撃事態等の類型

類 型	武力攻撃事態等の特徴及び対応等の留意点
着上陸侵攻	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《対応の留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

類 型	武力攻撃事態等の特徴及び対応等の留意点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、町、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、管区海上保安本部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
航空攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-5のとおりであり、町国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

表1-5 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等

区分	NBC兵器が使用された場合の対応等
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ○ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

区 分	N B C 兵器が使用された場合の対応等
化学兵器	<p>○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>○ このため、国、県及び町、双葉地方広域市町村圏組合消防本部等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急対処事態の分類

(1) 緊急対処事態の類型

基本指針及び県計画において、緊急対処事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、表1-6のとおりそれぞれ2つのパターンが示されており、町国民保護計画においても当該事態を対象として想定する。

表1-6 基本指針における緊急対処事態の類型

分類	区 分	事 態 例	被 害 の 概 要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>①原子力事業所等の破壊</p> <p>②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</p> <p>③危険物積載船への攻撃</p> <p>④ダム破壊</p>	<p>①原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 <p>②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <p>③危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 <p>④ダムが破壊された場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
	多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p>①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</p> <p>②列車等の爆破</p>	<p>○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③水源地に対する毒素等の混入 ④市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	①放射性物質等 <ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ②③生物剤（毒素を含む。）による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 ④化学剤による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	①航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(2) 緊急対処事態においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-5のとおりであり、町国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課室の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課室における平素の業務

- (1) 町（部局及びその他の執行機関等をいう。以下同じ。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、表2-1のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行う。
- (2) 町における国民保護に関する業務の総括、各課間の調整及び企画立案等については、国民保護法制担当部署（環境対策課）が行うものとする。

表2-1 各所属における平素の業務

所 属	平 素 の 業 務
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎における警戒等の予防対策に関する事 2 行政区との情報連絡体制の整備に関する事 3 報道機関との連絡に関する事 4 国民保護関係の予算、その他財務に関する事 5 所管施設の予防対策に関する事 6 所管資料の整備に関する事
企画調整課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、県、その他関係機関との連携体制の整備に関する事 2 国民保護に関する広報及び公聴体制の整備に関する事 3 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 4 所管資料の整備に関する事
税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する町民税の減免及び徴収猶予に関する事 2 所管資料の整備に関する事
住民課 健康介護課 保健センター 地域包括支援センター 福祉課 生活支援課 いわき出張所 中通り連絡事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者情報の収集・共有に関する事 2 避難行動要支援者名簿に関する事 3 福祉避難所及び避難所における避難行動要支援者窓口等に関する事 4 避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備に関する事 5 避難行動要支援者の支援班の体制の整備に関する事 6 避難行動要支援者の避難支援業務に関する事 7 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 8 医療及び救急体制、感染症予防、食中毒予防等の健康危機管理に関する事 9 医療、医薬品等の備蓄、調達体制の整備に関する事 10 避難施設の運営体制の整備に関する事 11 児童及び老人福祉施設等への情報伝達体制の整備に関する事

所 属	平 素 の 業 務
	12 義援金品の配分体制の整備に関すること 13 ボランティア等の支援に係る総合調整に関すること 14 所管資料の整備に関すること
環境対策課	1 国民保護に関する業務の総括に関すること 2 町国民保護協議会の運営に関すること 3 町国民保護計画の見直し、変更に関すること 4 町国民保護対策本部等の体制の整備に関すること 5 通信体制（他課に属するものを除く。）の整備に関すること 6 情報の収集、提供体制の整備に関すること 7 原子力機関との連絡調整に関すること 8 住民等に対する警報及び緊急通報等の内容の伝達等に関すること 9 避難実施要領の策定に関すること 10 物資及び資材の備蓄、運送に関すること 11 避難及び救援等に係る体制の整備に関すること 12 消防団及び自主防災組織等の充実・活性化の推進に関すること 13 研修、訓練に関すること 14 特殊標章等の交付及び管理に関すること 15 国民保護に関する啓発に関すること 16 廃棄物処理に関すること 17 死体処理体制の整備に関すること 18 双葉地方水道企業団との連絡調整に関すること 19 所管施設の予防対策に関すること 20 原子力発電所をはじめとする生活関連施設に関すること 21 所管資料の整備に関すること 22 国民保護措置の復旧に関すること
産業建設課 復興事業課	1 農林水産業団体との連絡調整に関すること 2 農地、農業施設等の把握、対策に関すること 3 林道、治山施設等の把握、対策及び連絡調整に関すること 4 商工団体等との連絡調整に関すること 5 ダム、ため池施設等の予防対策に関すること 6 食品、日用品等生活必需物資の調達体制の整備に関すること 7 道路、河川、海岸等の状況の把握、対策及び連絡調整に関すること 8 建設業及び土木業団体との連絡調整に関すること 9 公共建築物等の防災に関すること 10 建設資機材の調達体制の整備に関すること 11 建築物等の被害調査に係る体制の整備に関すること 12 所管施設の予防対策に関すること 13 所管資料の整備に関すること
議会	1 町議会員との連絡に関すること 2 所管資料の整備に関すること
教育総務課 幼稚園	1 児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関すること 2 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 3 文化財の保護に関すること

所 属	平 素 の 業 務
消防団	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 装備・資機材の整備に関すること

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、「町地域防災計画」で定める体制等を活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃が発生した場合、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、「町地域防災計画」で定める体制等を活用するとともに、双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携を図り、勤務時間外における当該消防本部から担当職員及び町長等への緊急伝達ルートを決めることにより、速やかに町長及び国民保護担当職員（環境対策課）等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、災害発生時の職員配備体制を踏まえた表2-2の体制を整備するとともに、その参集基準を表2-3のとおり定める。

この際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表2-2 事態の状況に応じた体制の確立

事態の状況	体 制 の 判 断 基 準		体 制
事態認定前	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①警戒配備体制
	町の全課での情報収集等の対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②緊急事態連絡室体制
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①警戒配備体制
		町の全課での情報収集等の対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②緊急事態連絡室体制
	政府より町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③町国民保護対策本部体制

表 2-3 職員参集基準

体 制	参 集 基 準
①警戒配備体制	環境対策課消防交通係、総務課行政係・秘書広報係の指定職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

ア 町の幹部職員及び国民保護担当への連絡手段としては、電話・メール、公用車、伝令等のうち、迅速かつ確実な方法をとるものとし、幹部職員等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、連絡手段を確保する。

幹部職員及び国民保護担当職員に対しては、「町地域防災計画」で定める情報伝達ルートにより連絡を行う。

イ 職員への伝達手段は、一般加入電話等を利用するものとする。

また、国民保護法第 50 条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

(5) 配備職員数

ア 表 2-2、2-3 で定める体制における配備職員数については、あらかじめ定める配備編成計画において、それぞれの職員配備体制ごとに定める。

イ ただし、緊急事態連絡室体制の場合においては、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況や特殊性等を考慮して、緊急事態連絡室長（町長）等の指示により、配備編成計画で定める配備職員数によらない配備ができるものとする。

ウ 配備職員については、勤務時間外に武力攻撃災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、集合場所である庁舎等までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

(6) 配備体制における職員の所掌業務

町は、表 2-2、2-3 で定める体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌業務を定める。

(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

ア 町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

イ 「大熊町国民保護対策本部条例及び緊急対処事態対策本部条例（平成 18 年 3 月 23 日条例第 2 号。以下「大熊町国民保護対策本部条例」という。）」で規定する町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員については、表 2-4 のとおりとする。

表 2 - 4 町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員

名 称	指定職員	代 替 職 員		
		第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
対策本部長	町 長	副町長	総務課長	環境対策課長
対策副本部長	副町長	総務課長	環境対策課長	企画調整課長

(8) 交代要員等の確保

町は、町地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防団の体制

(1) 消防団の充実・活性化の推進等

- ア 町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。
- イ 町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。
- ウ 町は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び富岡消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に対する体制整備等の求め

(1) 町は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び富岡消防署と連携して初動措置を行えるよう、双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に対し、町における参集基準等と同様に、あらかじめ、初動体制の整備及び職員の参集基準を定めるよう求める。

この際、町は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において双葉地方広域市町村圏組合消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置を実施できるよう、初動措置における業務の分担を定めることなどにより体制を整備する。

(2) 夜間、祝祭日については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部が県等から通知・伝達された警報の内容等や武力攻撃災害の兆候について情報伝達を行うため、あらかじめ、情報伝達先を表 2 - 5 のとおり定め当該消防本部に通知するとともに、警報等の通知があった場合、速やかに第 3 編第 4 章等で定める通知・伝達先に情報を伝達する。

表 2-5 夜間、祝祭日における、双葉地方広域市町村圏組合消防本部からの情報伝達先

町長、消防団長、国民保護担当者

5 町対策本部等の設置場所

- (1) 表 2-2、2-3 に定める体制の設置場所は、表 2-6 のとおりとする。
- (2) 設置予定場所には、平常時から通信設備等を整備し、配備体制の設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。
- (3) 大規模な武力攻撃等が発生したことにより、町役場が被災し、町役場に配備体制を設置することが不可能な場合の代替機能については、同時に被災する可能性の少ない他の地区を候補として検討を行う。

表 2-6 各配備体制の設置場所等

配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所
①警戒配備体制	業務実施場所	大熊町役場庁舎正庁	大熊町役場いわき出張所
	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める
②緊急事態連絡室体制	業務実施場所	大熊町役場庁舎正庁	大熊町役場いわき出張所
	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める
③町対策本部体制	対策本部	大熊町役場庁舎正庁	大熊町役場いわき出張所
	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める

6 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

ア 町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

イ 町は、必要に応じて外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表 2-7 住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

国民保護法において規定される手続項目	
損失補償 (第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (第82条)
	応急公用負担に関する事。 (第113条第2項)
	車両等の破損措置に関する事。 (第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
損害補償 (第160条)	国民への協力要請によるもの。 (第70条第1、3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (第6条、第175条)	

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

ア 町は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、大熊町文書管理規定の定めるところにより、適切に保存する。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

イ 町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要となるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方等について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、町地域防災計画等で規定する防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、必要に応じて、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合、町国民保護協議会の組織を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国機関との連携

(1) 自衛隊との連携

町は、武力攻撃事態等において、自衛隊の部隊等の派遣の要請（国民保護等派遣要請）等が円滑に行えるよう、自衛隊福島地方協力本部及び陸上自衛隊第44普通科連隊（福島駐屯地）との連絡体制を整備するなどの連携の確保を図る。

(2) 指定地方行政機関等との連携

町は、武力攻撃事態等において、町の区域に係る国民保護措置が円滑に行えるよう、指定地方行政機関及び当該機関の出先機関等との連携を図る。

3 県との連携

(1) 県との連携体制の整備

町は、県の緊急連絡先等について把握するとともに、情報伝達等が円滑に行えるよう、県との連携体制を整備する。

なお、県との連携体制の整備に当たっては、表2-8の事項の調整に留意する。

表 2-8 県との連携確保のための調整における主な留意事項

措置の内容	留 意 事 項
住 民 の 避 難	① 知事の避難の指示実施時における提示事項 ② 避難実施要領の記述内容 ③ 避難誘導時における関係機関等の役割分担 ④ 町長が警報等の内容を伝達する対象 ⑤ 避難及び運送手段の確保方法 ⑥ 中継施設の指定・調整等
避難住民の救援	① 救援に関する関係機関の役割分担 ② 避難住民の受入可能人数 ③ 安否情報の収集及び提供の方法
武力攻撃災害への対処	① 生活関連等施設の状況 ② 放射性物質等による汚染の拡大防止のための措置の役割分担 ③ 応急措置等の内容の役割分担 ④ 被災情報の収集及び提供の方法
共 通 事 項	① 自衛隊の国民保護等派遣の手続き等 ② 国民保護措置等に対する安全確保の配慮

(2) 県との情報共有

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑に行うために必要となる情報について県との共有を図る。

(3) 県による市町村の行うべき事務の代行

町は、県が、町長の行うべき国民保護措置の全部又はその一部を町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(4) 町国民保護計画の県への協議

町は、県に対する町国民保護計画の協議を通じ、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を住民及び指定地方公共機関等の運送事業者等に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 近接市町村等との連携

(1) 近接市町村との連携

ア 町は、近接する市町村の国民保護法制担当部署等の連絡先を把握するとともに国民保護措置の実施に当たって必要となる情報の共有を図る。

イ 町は、近接する市町村の国民保護計画の内容について協議し、調整を図るとともに、町の区域を越える避難、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を実施する場合においても、的確かつ迅速に対応できるよう、他の市町村と締結している防災に関する相互応援協定等の内容に関し必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、住民避難、物資及び資材の供給等における近接市町村との連携

体制の整備を図る。

(2) 消防機関との連携

ア 町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び近接する市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要に応じ、既存の消防応援協定等の見直し、又は、当該協定等に基づく応援要請が可能な範囲を明確にすること等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。

イ 町は、県から提供された情報等により、双葉地方広域市町村圏組合消防本部におけるNBC対応可能部隊数及びNBC対応資機材の保有状況など消防に関する情報を把握する。

5 指定地方公共機関等との連携

(1) 指定地方公共機関等の連絡先の把握

町は、県から提供された情報等により、関係指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先等を把握するとともに指定地方公共機関等と緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

ア 町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう双葉地方広域市町村圏組合消防本部と調整を図った上で、最寄りの災害医療センター（基幹災害医療センター：公立大学法人福島県立医科大学付属病院、地域災害医療センター：南相馬市立総合病院をいう。以下同じ。）、救命救急センター、双葉郡医師会及び相双保健福祉事務所等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集方法を把握することなどにより、広域的な連携を図る。

イ NBC災害等の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

イ 町は、東京電力ホールディングス株式会社、東京パワーテクノロジー株式会社、株式会社東京エネシス、福島復興給食センター株式会社など区域内の事業所等における防災対策等への取組みを支援するとともに、県と連携の上、民間事業者等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

ア 町は、自主防災組織及び行政区等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との連携が図られるよう配慮する。

イ 町は、国民保護措置についての訓練への参加について協力を要請するとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社福島県支部大熊町分区、社会福祉法人大熊町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」という。）その他のボランティア関係団体及びNPO等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な、非常通信体制の整備等通信の確保について、以下のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体及び主要な電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意点等

- (1) 町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、同報系その他の防災行政無線の整備及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備や情報伝達ルートの多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。
- (2) 非常通信体制の確保に当たって、町は、災害時において確保している通信手段を活用するとともに、表2-9の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

表2-9 非常通信体制の確保における留意事項

施設・設備面	<ol style="list-style-type: none">① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。④ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

運 用 面	<p>① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p> <p>③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>④ 無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>⑦ 住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (3) 町は、中山間地域など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地区に対し、情報の収集及び提供が適切に行えるよう、当該地区における情報通信手段等の確保について努める。
- また、屋外における聴取困難地域の解消、戸別受信機の整備に努める。特に、海水浴場等の観光施設への屋外拡声器の設置、公共施設、一般事業所、宿泊施設等への戸別受信機について設置の促進に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報の提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を迅速に収集、整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報を適時、適切に提供等するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供を行うとともに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達等に必要な準備

(1) 警報等の伝達体制等の整備

ア 町は、知事から警報の内容の通知があった場合等における住民及び表2-10の関係のある公私の団体への伝達方法（伝達先・伝達手段・伝達順位）について、当面の間は、現在町が保有するサイレン、防災行政無線その他の手段を活用することとし、あらかじめ定めておくとともに、住民等に対し伝達方法等について事前に説明することなどにより周知を図る。

表2-10 警報の内容の通知があった場合等に伝達する関係ある公私の団体

町消防団、町行政区長会、民生児童委員、町婦人消防隊、町社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部大熊町分区、福島さくら農業協同組合、熊川漁業協同組合、町建設業協会、町商工会等

イ 町は、警報等の内容を伝達するに当たっては、高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に援護を要する者に対し配慮するため、民生児童委員や町社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部大熊町分区及び財団法人福島県国際交流協会等とあらかじめ警報の内容等の伝達に当たっての役割について協議した上で、協力体制を構築する。

また、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、災害時要援護者消防緊急システムによる情報伝達体制の整備に努める。

ウ 町は、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容等が伝達されるよう特に配慮

する。

エ 町が、警報の内容を通知する「その他の関係機関」については、表 2-11 のとおり県との役割を定める。

表 2-11 その他の関係機関への警報の内容の通知に係る県との役割分担

その他関係機関名	町	県
消 防 本 部	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	全消防本部
指定公共機関 指定地方公共機関	—	○
国 関 係 機 関 (自衛隊含む。)	— ※緊急の場合、自衛隊福島地方協力本部及び町の区域を所管する陸上自衛隊第 44 普通科連隊(福島駐屯地)等に情報提供	○
社会福祉協議会	町社会福祉協議会	県社会福祉協議会
医 師 会	双葉郡医師会	県医師会
避 難 施 設	避難施設(町立学校、公民館等町立の施設等)	避難施設(県立学校等県立の施設、福祉避難所、民間避難施設)
協定締結先機関	町が締結している機関	県が締結している機関

(2) 全国瞬時通報システム(J-ALERT)の整備

町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時通報システム(J-ALERT)を整備する。

(3) 県警察及び福島海上保安部との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容等の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて福島海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民等への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民等に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備

町は、県から警報等の内容の通知を受けたときに、町長が迅速に警報等の内容の伝達を行うこととなる町の区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して表 2-12 のとおり定める。

表 2-12 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担

施設等の名称	町	県
学校（避難施設指定校を除く。）	町立幼稚園・学校、その他学校	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校
病 院	町の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。
駅・港湾	JR 東日本大野駅	JR 東日本福島支店
大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設
大規模集合住宅	町営住宅等	県営住宅
官公庁・事業所	○	（関係する国の機関には通知）

(6) 民間事業者等の協力の確保

町は、民間事業者等が、警報等の内容の伝達や住民の避難誘導等を町と連携して実施できるよう、県と連携の上、民間事業者等と協力体制の確保に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（表 2-13）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号及び様式第 2 号により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

表 2-13 収集、報告すべき安否情報の内容

<p>1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様）</p> <p>① 氏名（フリガナ）</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所（郵便番号を含む。）</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑦ 現在の居所</p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑩ 安否情報の回答等についての希望等</p> <p>ア 親族・同居者への回答の希望</p> <p>イ 知人への回答の希望</p> <p>ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意</p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）</p> <p>⑪ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑫ 遺体の安置されている場所</p>

(2) 安否情報収集のための体制整備

ア 町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理及び回答責任担当部署を企画調整課と定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。

また、県の安否情報体制〔担当部署（報告方法・報告先）、県の情報収集先等〕の確認を行う。

イ 町は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に対し、当該消防本部が収集した安否情報を整理し、町に対し提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の整理担当部署を定めるよう要請する。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握等

ア 安否情報の収集機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、町の区域内の医療機関、介護施設、社会福祉施設、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

イ 安否情報の収集先機関への周知

町は、あらかじめ双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び避難施設の管理者等に対し、武力攻撃事態等において、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報を含む個人情報の取扱いについての整理を要請するとともに、双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に対し安否情報の報告先等及び安否情報省令第1条及び第2条に定める「安否情報収集様式（様式第1号、第2号）」及び「安否情報報告書（様式第3号）」の周知を図る。

ウ 日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等への協力

町は、日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等に協力するため、町が管理する外国籍の者に関する安否情報の保有機関の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる部署を企画調整課と定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

ア 町は、被災情報の報告については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）及び火災・災害等即報要領に基づく報告基準に基づき行うことになるため、あらかじめ、町の区域内に所在する生活関連等施設の管理者等に対し、当該要領等に基づく被災情報の提供についての協力を依頼する。

イ 町は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に対し、火災・災害等即報要領等に基づき県に報告した被災情報についての提供を依頼する。

(3) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡担当部署である企画調整課の担当者が、情報収集及び報告に係る正確性の確保等のために必要な知識を習得できるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員等は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

ア 町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

イ 町は県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、県、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の消防職員、自衛隊、海上保安庁、県警察の職員及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 訓練の実施

ア 町は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、近隣市町村、県及び国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

イ 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、県警察、福島海上保安部等及び自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

ア 訓練を計画するに当たっては、実際に人及び物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

イ 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集

訓練

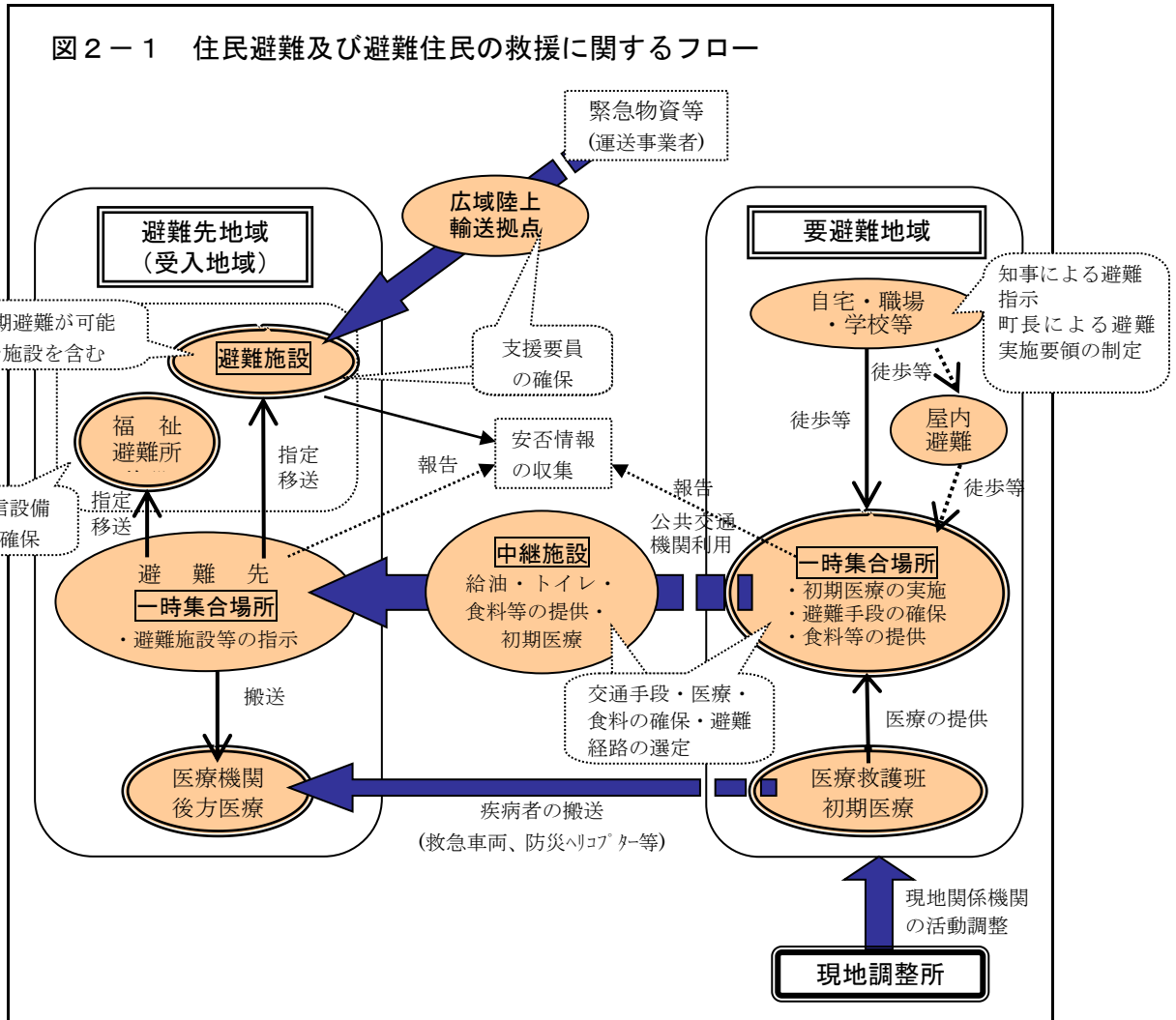
③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、行政区、民生児童委員及び民間事業者等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、町計画の見直し作業等に反映する。
- エ 町は、行政区、自主防災組織及び民間事業者等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。



1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、表2-14の基礎的資料を収集し、資料編に取りまとめる。

表 2-14 避難実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地図	町の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図
人口分布	地区（字）ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等
避難行動要支援者等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（避難行動要支援者名簿） 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
避難施設	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む。）、収容能力等 避難施設の開設手順及び開設担当者（部署）
備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等
民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等 大規模事業所等の従業員数及び避難方法
生活関連等施設	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を合同で行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 町の区域を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携の確保

町は、避難誘導を行う場合に備え、平素から、国民保護法第 62 条に基づき、町の区域を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部と協力して避難誘導を実施するため次のア、イを定め、避難誘導時における連携を図る。

ア 避難誘導を行うに当たっての町及び消防機関の役割

① 町

避難誘導に関する指揮・全体調整・措置の実施、運送の確保

② 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

原則として、消火、救助・救急活動を優先し、当該活動に支障のない範囲で、町長と協力し、避難誘導を実施

③ 消防団

町長の指揮により、双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長及び富岡消防署長の所管の下で避難誘導を実施

イ 町長の指示の求め

町長は、アの役割分担に拘らず、避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要があり、消火活動等より、避難誘導活動を優先する必要があると判断した場合等特に必要があると認められる場合は、双葉地方広域市町村圏組合の管理者に対し、当該

組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することを求める。

(4) 避難誘導時において給与・提供する食料・医療等の確保

町長は、避難住民を誘導する際に行う、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等について、あらかじめ、食糧等の備蓄状況等を踏まえ、県その他関係機関と協議し対応について定める。

(5) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮

ア 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿などを活用しつつ避難行動要支援者の避難対策を講じる。

イ 町は、避難誘導時において、横断的な「避難行動要支援者支援班（避難所を開設した場合、各避難所には避難行動要支援者支援班）」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(6) 民間事業者等からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時において、民間事業者等の協力を得ることが重要となることから、民間事業者等の協力が得られるよう、県と連携の上、平素から、協力が得られる民間事業者等を把握するとともに、連携・協力体制の確保に努める。

(7) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することも想定されるため、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換を行うとともに避難訓練等を通じて、手順等を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、消防庁が作成するマニュアル等を参考として、次の事項に配慮の上、教育委員会など町の執行機関、消防機関、県、県警察、福島海上保安部等、自衛隊、民生児童委員等の関係機関と意見交換を行い、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴取し、直ちに避難実施要領を作成し、当該要領の内容を住民及び関係ある公私の団体等に伝達しなければならないため、関係機関との意見の聴取の方法や住民等への伝達の方法等を定めておく。特に、避難行動要支援者への伝達方法や観光施設等における施設管理者への連絡方法並びに施設責任者による利用者への伝達方法等についても確認しておく。

- ア 季節における配慮事項（冬期間の避難方法等）
- イ 観光シーズンや昼間における配慮事項（通勤、通学者及び観光客等への対応）
- ウ 混雑時や交通渋滞時における発生状況等
- エ 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等への配慮事項

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する事務の県との役割分担

- ア 町は、救援に関する事務に係る県との役割分担等について、初動体制の迅速性の確保や災害時における町の応急救助の実施状況等を踏まえ、県の権限における救援の事務のうち、原則として、表2-15について町が行うよう、あらかじめ定める。
- イ 町は、救援に関する措置の実施に関しては、県計画に準じて行う。
- ウ 町は、表2-15に定めていない事務を行う必要が生じた場合には、必要に応じ、当該事務の実施に係る役割分担等について県と調整する。
- エ 町は、アにより町長が行うこととされた救援に関する事務のうち、次の事務の実施については双葉地方広域市町村圏組合消防本部に協力を要請することができるよう、あらかじめ定める。
 - ① 被災者の捜索及び救出
 - ② 死体の捜索

表2-15 町と県との救援の実施に関する事務の役割分担

救援に関する措置の内容	町（町長）	県（知事）
収容施設の供与	①避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置	①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む。）の供与
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※備蓄物資及び町が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※県が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配送
緊急物資の受入れ、配送	○ ※県から配送される食品等の避難住民への配分	○
医療の提供及び助産	①医療（町が編成した医療救護班による医療の提供） ②助産	①医療〔県が編成した医療救護班（大規模又は特殊な医療の提供）及び日本赤十字社福島県支部による医療、薬剤等の支給等〕 ②助産
被災者の捜索及び救出	○	○

救援に関する措置の内容	町（町長）	県（知事）
埋葬及び火葬	○	※市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応
電話その他の通信設備の提供	—	○
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○（緊急に修理が必要な場合）	○
学用品の給与	○（町立学校）	○（県立学校・私立学校） ※市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応
死体の捜索及び処理	○	○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	○ ※県管轄施設における除去、除去された土石等の処理に広域的な調整が必要な場合の対応等

(2) 県が行う救援の補助

町は、(1)の救援の実施に関する事務についての県と定めた町の役割分担とされる事務以外の事務に関し、必要に応じ、県が行う救援を補助する。

(3) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料について、県が収集する表2-16の資料について提供を受けること等により、あらかじめ準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

表2-16 救援実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
避難施設等	避難施設（福祉避難所等を含む。）の所在地（地図情報を含む。）、 収容能力等 一時集合場所等応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等
備蓄物資・ 調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等
日本赤十字社	日本赤十字社福島県支部に対する委託内容
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等

4 運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や運送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の運送に係る運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定等への協力

(1) 避難施設の指定等への協力

ア 町は、県が行う避難施設の指定及び指定の廃止、用途変更等に際しては、施設の収容人数、構造、保有施設等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

イ 町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知する。

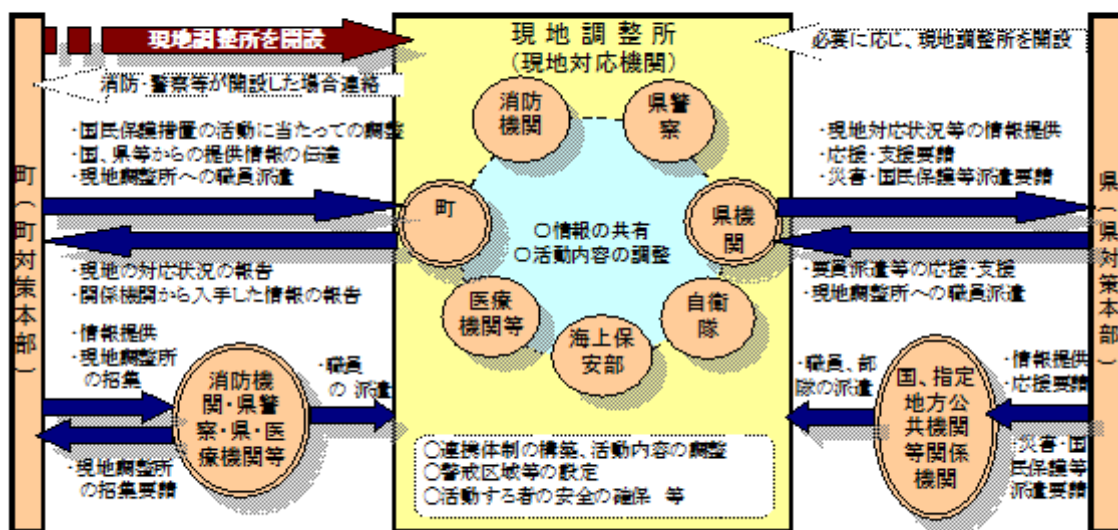
(2) 避難施設の運用等

町は、県が作成した「避難所運営マニュアル作成の手引き」及び「避難所運営マニュアル（作成例）」（平成18年3月策定、平成28年3月改訂）を参考に作成する、「町避難所運営マニュアル」に準じて、避難施設を運用するとともに、町職員及び住民等に対し、平素から、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

6 町長による現地調整所の設置

町長は、武力攻撃災害が発生した場合、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動調整を行う現地調整所を速やかに設置できるよう、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、県（相双地方振興局、相双保健福祉事務所）、県警察、福島海上保安部等、自衛隊及び医療機関等と運用の手順等について意見交換等を行う。

図2-2 現地調整所の組織編制



7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

ア 町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

イ 町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 27 年 4 月 21 日付け内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付事務連絡。以下「安全確保の留意点」という。）に基づき、町が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

表 2-17 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法昭和 25 年法律第 303 号）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制庁
	6 号	核原料物質	原子力規制庁
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制庁
	8 号	毒薬及び劇薬（薬事法昭和 35 年法律第 145 号）	厚生労働省 農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、町が管理する公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考の上、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び福島海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。この際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、内閣官房が作成した「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(3) 町は、日本赤十字社福島県支部、県、消防機関などと連携し、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生した場合や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、被災現場における初動的な被害への対処が必要となると想定される。

また、他の市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で武力攻撃災害の兆候等に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制の強化が必要となる。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、政府による事態認定の前の段階等における町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 警戒配備体制の配備

町は、県、他の市町村からの情報により他の市町村において多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、必要に応じ、情報収集を行うため、国民保護担当職員をはじめ、関係各課における指定職員による警戒配備体制を速やかに構築する。

(2) 緊急事態連絡室の設置

ア 町職員は、住民からの通報、消防職員、警察官及び海上保安官からの通報若しくは県からの連絡その他被災現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合は、直ちにその旨を町長、幹部職員、関係課及び消防団等に報告する。

イ アの場合、町長は、速やかに、県、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、県警察及び福島海上保安部等の関係機関に対し連絡するとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

緊急事態連絡室の要員については、図3-1のとおり定める。

ウ 双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、住民からの通報を受けた場合又は町職員からアの報告を受けた場合、速やかに情報伝達体制及び初動対処に必要な体制を確立するものとする。

エ 緊急事態連絡室は、消防機関及び県警察その他関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対し表3-1の伝達ルートにより迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室の設置について、県に連絡する。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

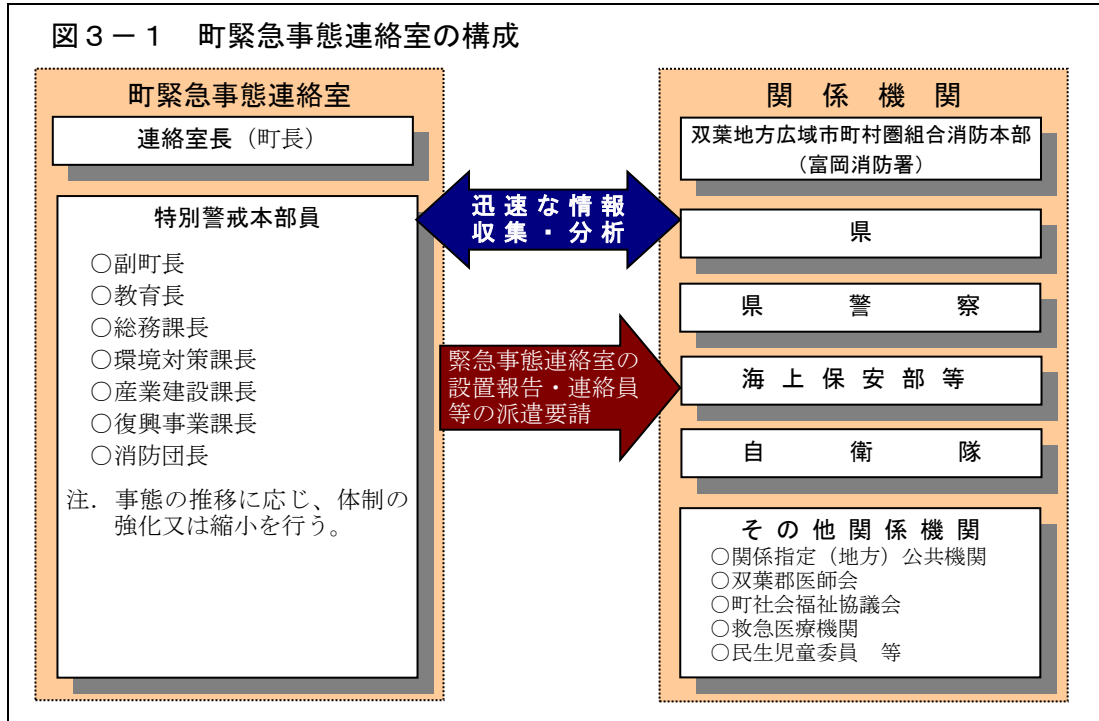


表 3 - 1 各課等における関係機関への情報伝達ルート

情報伝達先 関係機関		情報伝達担当課
国機関	消防庁、福島海上保安部、自衛隊	環境対策課
県機関	県民安全領域、相双地方振興局	環境対策課
	相双保健福祉事務所	健康介護課
	県警察	環境対策課
	その他関係領域、事務所	各関係課
近隣市町村		環境対策課
双葉地方広域市町村圏組合消防本部、富岡消防署、消防団		環境対策課
関係指定公共機関 指定地方公共機関 ※町の区域内に所在 又は関係する機関 等に限る。	双葉郡医師会等、日本赤十字社福島県支部	健康介護課
	大熊町分区、最寄りの災害医療センター、 その他医療機関	
	運送事業者（機関）	企画調整課
	ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	環境対策課
	電気・通信事業者等 （生活関連等施設の管理者を含む。）	環境対策課
生活関連等施設の 管理者	道路管理事業者	復興事業課
	水道事業者、水道用水供給事業者	環境対策課
	ダム管理者	復興事業課
	危険物質等の取扱者	環境対策課

情報伝達先関係機関		情報伝達担当課
多数の者が利用する施設（県と伝達先を分担）	学校等教育機関	教育総務課
	医療機関（災害医療センターを含む。）	健康介護課
	社会福祉施設、介護施設	福祉課
	その他集客施設等 （大規模事業所・大規模集客施設）	環境対策課
その他	放送事業者等	総務課
	行政区、民生児童委員、自主防災組織の代表等	総務課、環境対策課
	町社会福祉協議会	福祉課
	福島さくら農業協同組合、熊川漁業協同組合、町商工会等	産業建設課
	町婦人消防隊、町建設業協会	環境対策課

注. 伝達方法（手段、伝達順位）等については、資料編等に定める。

(3) 初動措置の確保

ア 町は、緊急事態連絡室において、各機関との連絡調整に当たるとともに、被災現場において消防機関が行う消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、自ら又は町長の職権を行う町職員が現場にいないときは、警察官又は海上保安官に要求することにより、災害対策基本法に基づく避難の指示等、警戒区域の設定を行うとともに、自ら又は関係機関と協力し災害対策基本法等に基づく救助その他必要な応急措置を行う。

また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

イ 町は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う退避、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ 町長は、政府による武力攻撃事態等の認定（以下「事態認定」という。）が行われたにもかかわらず、町に対し、内閣総理大臣から、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定がない場合においても、必要に応じ、自ら又は町長の職権を行う町職員に命ずることにより、若しくは、警察官又は海上保安官に要請することにより国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定を行うとともに、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定について要請するなどの措置を行う。

なお、町長又は町長の職権を行う町職員が退避の指示、警戒区域の設定を行う場合、双葉地方広域市町村圏組合消防本部と調整の上行うこととし、次の事項について協力を要請する。

① 退避の指示

消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等

② 警戒区域の設定等

県警察と連携した区域の設定（ゾーニング）、町の要請に基づく立入制限・禁止等の協力、消防車両等を利用した住民等への伝達

(4) 関係機関への支援の要請

ア 町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、消防組織法又は災害対策基本法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

イ 町長は、政府による事態認定が行われたにもかかわらず、町に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合においても、必要があると認められるときは、国民保護法又は消防組織法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 町対策本部への移行に要する調整

ア 緊急事態連絡室等を設置した後、政府において事態認定が行われ、町に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

イ 町長は、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の応急措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

(6) 放送事業者等に対する情報提供

町長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合、若しくは、当該事案に対する初動措置を行った場合等において、住民の生命等の安全の確保又は混乱防止を図る観点から、放送事業者等に対し、災害時の「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」（平成18年7月 福島県）の情報伝達方法等を準用し、必要な情報を提供する。

(7) 緊急事態連絡室を廃止する場合の通知等

町は、情報収集等の結果、武力攻撃若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等緊急事態連絡室等を廃止する場合、国及び情報伝達先機関に対し、1(1)エ及び表3-1に基づき連絡する。

2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応

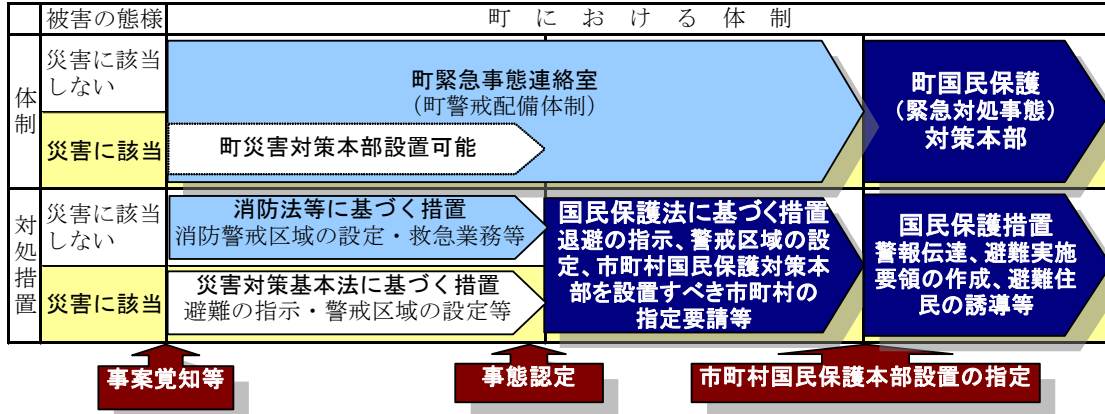
ア 町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や事態認定が行われたにもかかわらず当該町に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化する必要があると判断した場合には、警戒配備体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置し、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制及び生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できる体制を構築する。

なお、政府により武力攻撃事態等の認定が行われる前において、対象事案の発生原因が不明であり、その態様が災害対策基本法第2条に規定される「災害」に該当し、町の全課での被害への対応が必要な場合には、災害対策本部を設置して対応するものとする。

イ 町長は、アの体制をとった場合、双葉地方広域市町村圏組合消防本部又は町を管轄する富岡消防署に連絡するとともに、必要な体制をとるよう要請する。

図 3-2 町における初動体制と災害対策基本法との関係



第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能、町対策本部長の権限等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

イ 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、第1章1(5)に基づき町対策本部に切り替える。

ウ 町対策本部長及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町国民保護対策本部員（以下「町対策本部員」という。）、町対策本部職員等に対し、参集時の連絡手段として第2編第1章第1の2(4)で定める電話、あらかじめ定める携帯電話、メール等を活用した連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

エ 町対策本部の開設

① 町対策本部担当者は、第2編第1章第1の5及び表2-6で定める役場正庁に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態の確認、資機材の配置等必要な準備を行う。

② 町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置したことを報告する。

③ 町対策本部は、表3-1の情報伝達ルートにより関係機関に対し、速やかに町対策本部を設置したことを通知する。

また、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に対し、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の国民保護対策本部等を設置するよう要請する。

オ 交代要員等の確保

町対策本部は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

① 町は、役場正庁が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合、第2編第1章第1の5及び表2-6で定める町対策本部の代替設置場所等に町対策本部を設置する。

② 町長は、町の区域を越える避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

町長は、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成等

ア 町対策本部の組織構成

- ① 町対策本部の組織構成は図 3-3 のとおりとする。
- ② 町対策本部長は、必要があると認める場合、国の職員、双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長の指名する消防職員その他市町村の職員以外の者を町対策本部の会議に出席させることができる。

イ 町対策本部事務局の組織編制等

- ① 町対策本部長を補佐する組織として、町対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。
- ② 事務局の組織編制及び所掌業務は表 3-2 のとおりとする。

ウ 措置実施班の組織編制等

- ① 町対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する各班（各部）及び横断的な組織として避難行動要支援者支援班を置く。
- ② 各班の組織編制及び所掌業務は表 3-3 のとおりとする。
各班は、事務局の指示又は求めにより、各班から事務局に対し支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

図 3 - 3 町対策本部の組織構成

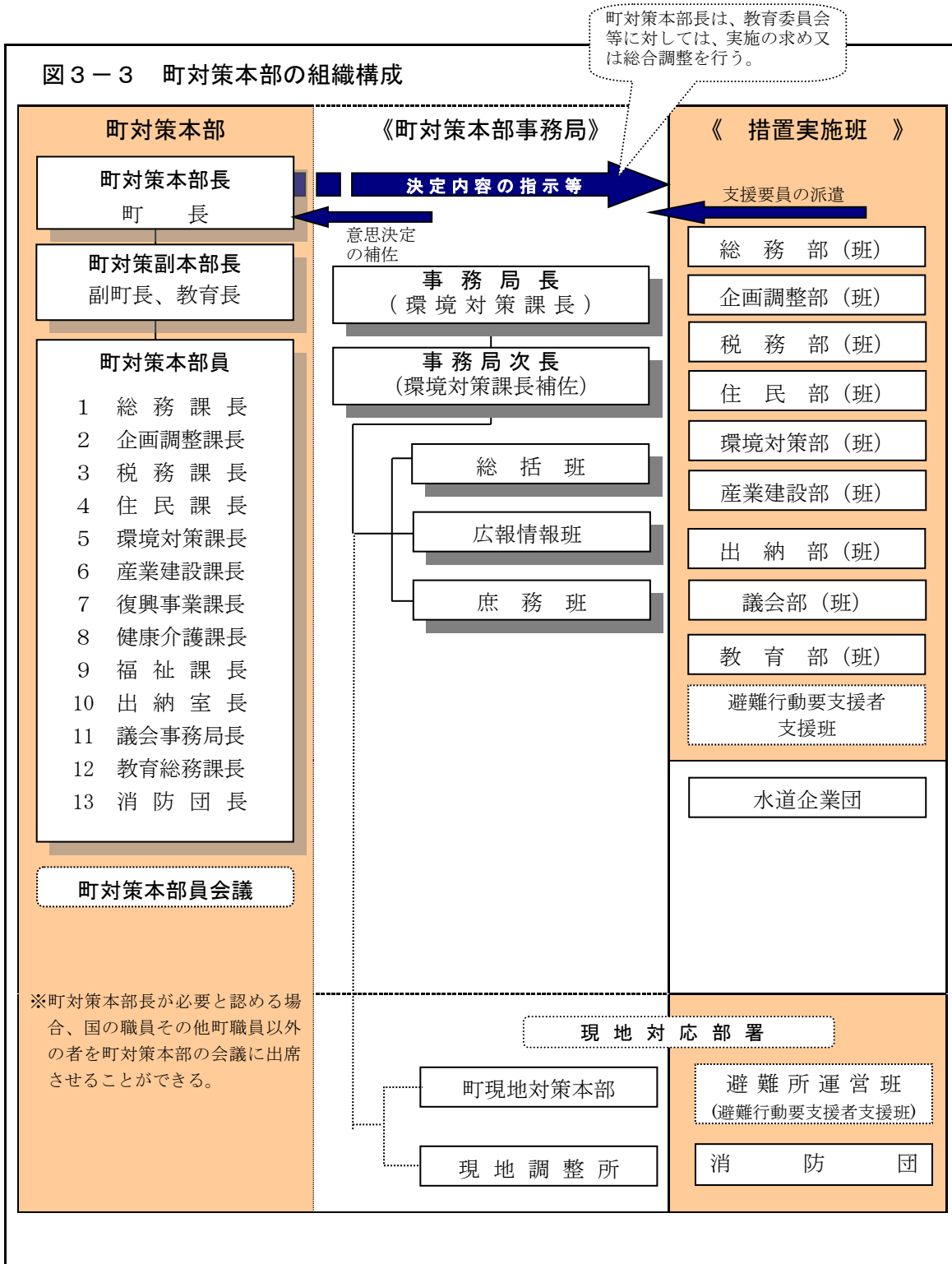


表3-2 町対策本部事務局の組織編制及び所掌業務

事務局の班名	所 掌 業 務
総 括 班 ◎環境対策課長 ○環境対策課長補佐	1 町が行う国民保護措置に関する総合調整に関すること 2 国民保護に関する業務の総括に関すること 3 町対策本部会議の運営に関する事項に関すること 4 広報情報班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること 5 町対策本部長が決定した方針に基づき各部に対する具体的な指示に関すること 6 近隣市町村及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携に関すること 7 退避の指示・警戒区域の設定等に関すること 8 生活関連等施設の安全確保に関すること 9 避難所の開設等に関する指示及び避難誘導に係る指示に関すること 10 事務局の連絡調整に関すること 11 消防機関との連絡調整に関すること 12 他の市町村等に対する応援の求め等、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること 13 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること 14 通信回線や通信機器の確保に関すること 15 運送の確保に関すること 16 町現地对策本部及び現地調整所の設置及び連絡に関すること 17 警報・緊急通報等の伝達、避難実施要領の策定、避難誘導、救援に係る調整及び武力攻撃災害の防御に関すること 18 武力攻撃原子力災害に関すること 19 双葉地方企業団等関係機関との連絡調整に関すること
広 報 情 報 班 ◎企画調整課長 ○企画調整課長補佐	1 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理、集約及び報告等に関すること ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○武力攻撃災害への対応状況 ○安否情報 ○その他総括班等から収集を依頼された情報 2 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 3 被災情報や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること
庶 務 班 ◎ 総務課長 ○ 総務課長補佐	1 町対策本部員や職員のローテーション管理に関すること 2 町対策本部員の食料の調達等庶務に係る事項に関すること

注. 表中、「◎」は事務局各班の班長を「○」は副班長を意味する。なお、事務局各班に配置される班員は別に定める。

表 3-3 各班の組織編制及び所掌業務

部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	所 掌 業 務
総 務 部	総 務 第 1 班	1 職員の動員に関すること 2 職員の非常招集に関すること 3 県又は他の市町村等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること 4 町議会との連絡に関すること 5 各部の所掌に属しない事務に関すること 6 職員の服務・給与に関すること 7 行政区との連絡調整に関すること 8 消防団及び自主防災組織等の活動に関すること 9 対応職員等に対する特殊標章等の交付等に関すること 10 本部長の命ずる国民保護措置に関すること
	総 務 第 2 班	1 国民保護措置等経費の予算措置に関すること 2 庁舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関すること 3 自動車等の配車に関すること 4 本部長の命ずる国民保護措置に関すること
企画調整部	企画調整班	1 国及び県に対する要望等の資料の作成に関すること 2 部内各班の連絡調整に関すること 3 報道機関との連絡及び放送要請に関すること 4 防災行政無線及び広報車、インターネットによる広報活動その他広報に関すること 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての写真の収集及び記録に関すること 6 安否情報の整理及び回答に関すること 7 本部長の命ずる国民保護措置に関すること 8 原子力関係との連絡調整に関すること
税 務 部	税 務 班	1 被災者に対する公的徴収金の減免等に関すること 2 住民の避難誘導に関すること 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること
住 民 部	住 民 班	1 被災者の捜索及び埋火葬に関すること 2 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること
福 祉 部	福 祉 班	1 避難行動要支援者対策に関する調整に関すること 2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関すること 3 社会福祉関係施設の調査及び応急復旧に関すること 4 被災地区における高齢者世帯の救援対策に関すること 5 老人福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること 6 被災地区における障がい者（児）世帯の救援対策に関すること 7 障がい者（児）福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること 8 被災地区における児童及び母子世帯の救援対策に関すること

部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	所 掌 業 務
		9 高齢者・障がい者等の安全確保・支援等に関する事 10 児童福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事 11 ボランティア情報の提供及び支援に関する事 12 本部長の命ずる国民保護措置に関する事
健康介護部	健康介護班	1 避難行動要支援者対策に関する調整に関する事 2 医療の提供（医療救護班の編成及び医療救護所の設置を含む。）及び助産に関する事 3 医療機関の被害の調査及びその応急復旧に関する事 4 医薬品、その他衛生資材の確保及び配分に関する事 5 被災地における感染症の予防に関する事。 6 環境衛生、食品衛生の保持に関する事 7 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事 8 被災地区における高齢者世帯の救援対策に関する事 9 被災地区における障がい者（児）世帯の救援対策に関する事 10 被災地区における児童及び母子世帯の救援対策に関する事 11 高齢者・障がい者等の安全確保・支援等に関する事 12 本部長の命ずる国民保護措置に関する事
生活支援部	生活支援班	1 被災者に対する救援対策に関する事 2 義援金品の受付及び配布に関する事 3 避難施設の開設及び運営に関する事 4 本部長の命ずる国民保護措置に関する事
環境対策部	※町対策本部設置後における環境対策班所管業務の取扱い 環境対策課は、町の国民保護措置に関する総括を行うため、総括班の業務をはじめとする町対策本部事務局における主導的な役割を担うものとし、町対策本部設置後における環境対策課所管業務のうち、総括班が所管しないものについては、次の班に業務を移管する。 1 消防団及び自主防災組織等の活動に関する事・・・総務班 2 下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関する事・・・建設第2班 3 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事・・・住民班 4 対応職員等に対する特殊標章等の交付等に関する事・・・総務班 5 水防に関する事（水防資材の調達を含む）・・・建設第1班 6 被災者の捜索及び埋火葬に関する事・・・住民班	
産業建設部	産業第1班	1 農林漁業の被害の調査及び応急対策に関する事 2 被災農業者に対する農林金融に関する事 3 主食の配給の特別措置に関する事 4 水産物の調達及び応急救急用漁船の調達に関する事 5 水産関係施設、漁船等の被害の調査及びその応急復旧に関する事

部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	所 掌 業 務
		6 林産物生産施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること 7 農産物の技術対策に関すること 8 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること 9 森林病虫害の防除及び駆除に関すること 10 救援のための食料品類（缶詰、漬物）、毛布、衣類寝具、ローソク、その他生活必需品の調達に関すること 11 商工業の被害状況の調査並びにその応急対策に関すること 12 本部長の命ずる国民保護措置に関すること
	産 業 第 2 班	1 災害応急国有林材木の需要量の掌握及び払い下げのあっせん並びに森林管理者との連絡に関すること 2 ため池、ダム施設情報に関する連絡調整 3 農地及び農業用施設の被害の調査及びその応急復旧に関すること 4 農業水利の確保に関すること 5 木材及び薪炭の調達並びにあっせんに関すること 6 林道施設及び治山施設の被害の調査並びにその応急復旧に関すること 7 商工業関係の被害の調査及びその応急対策に関すること 8 金属製品等の調達に関すること 9 被災時における高圧ガス及び火薬類の取締りに関すること 10 被災労働者の福祉に関すること 11 被災地区における消費者保護対策に関すること 12 物価対策の連絡調整に関すること 13 救援及び応急復旧に要する労働力の供給に関すること 14 本部長の命ずる国民保護措置に関すること
	建 設 第 1 班	1 道路及び橋りょうの被害調査及びその応急復旧に関すること 2 交通不能箇所の調査及び通行路線の調整等に関すること 3 建設事務所等からの公共土木施設被害報告の収集に関すること 4 河川及び海岸関係の被害の調査並びにその応急復旧に関すること 5 水防に関すること（水防資材の調達を含む） 6 土木資材等の調達に関すること 7 緊急輸送路の確保に関すること 8 本部長の命ずる国民保護措置に関すること
	建 設 第 2 班	1 砂防施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること 2 漁港関係の被害の調査並びにその応急復旧に関すること 3 都市施設の被害の調査並びにその応急復旧に関すること 4 応急仮設住宅等の建設に関すること 5 応急仮設住宅等の建設に要する資材の調達及びあっせんに関すること 6 下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 7 本部長の命ずる国民保護措置に関すること
出 納 部	出 納 班	1 国民保護措置に要する経費の支払い及び経理に関すること 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること

部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	所 掌 業 務	
議 会 部	議 会 班	1 町議会議員との連絡に関すること 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること	
教 育 部	教 育 班	1 公立学校施設の被害の調査及びその応急対策に関すること 2 被災した児童及び生徒に関する学用品の給与に関すること 3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関すること 4 被災地の高等学校教育の確保及び教職員の動員に関すること 5 被災地の養護教育の確保及び教職員の動員に関すること 6 被災した児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること 7 社会教育施設の被害の調査に関すること 8 文化財の被害の調査に関すること 9 体育施設の被害の調査に関すること 10 被災地の教育関係職員の福利厚生に関すること 11 本部長の命ずる国民保護措置に関すること	
避難行動要支援者支援班		1 避難支援プランに関すること 2 避難行動要支援者に対する情報伝達に関すること 3 避難行動要支援者の避難支援業務に関すること 4 福祉避難所等に関すること	生活支援課、健康介護課、福祉課職員により編成
避難所運営班 (避難行動要支援者支援班)		1 避難所の開設及び運営に関すること 2 避難所における安否情報の収集等に関すること 3 避難所における避難行動要支援者対策（避難行動要支援者用窓口の設置・福祉避難室の開設等）に関すること	あらかじめ定める避難所担当職員派遣計画に基づき編成
消 防 団	◎消防団長 ○本部団員	1 組織内の連絡調整に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） 3 警報の伝達、住民の避難誘導に関すること 4 本部長の命ずる国民保護措置に関すること	

注. 表中、「◎」は班長を「○」は副班長を意味する。

(4) 町対策本部における広報等

ア 町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐため、住民に適時適切な情報提供、武力攻撃災害等に伴う相談対応等を行うため、町対策本部事務局に当該事態に係る情報を一元的に取り扱うとともに広報を行う広報情報班を設置し、広報広聴体制を整備する。

イ 住民等への情報伝達については、町防災行政無線及び広報車等の利用、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページのほか様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 住民等への情報提供に当たっては、次に留意する。

- ① 提供する情報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、情報を提供する時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- ② 町対策本部において重要な方針を決定した場合など提供する情報の重要性等に応じて、

町長自ら記者会見を行う。

③ 住民等への情報提供に当たっては、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）と連携の上行う。

④ 町社会福祉協議会等との連携により、避難行動要支援者向け広報体制の確立を図る。

⑤ 外国人に対する情報伝達として、県と協力し、ラジオ、テレビ等のマスメディア等による外国人向けの警報、避難等の情報伝達に配慮するものとする。

(5) 町現地対策本部の設置

ア 町長は、避難住民が多い地域や武力攻撃災害による被災者が多数に及ぶ地域等において、現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国武力攻撃事態等現地対策本部（以下「国現地対策本部」という。）及び県国民保護現地対策本部（以下「県現地対策本部」という。）との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、大熊町国民保護現地対策本部（以下「町現地対策本部」という。）を設置する。

イ 町現地対策本部長及び町現地対策本部員は、町対策本部副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

ア 町長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び被災現場等において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関〔県（相双地方振興局、相双保健福祉事務所等）、消防機関、県警察、福島海上保安部、自衛隊、医療機関等〕の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき又は関係機関から招集の要請があり、必要があると認めるときは、町（現地指揮責任者）が、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

なお、現地調整所は、設置場所、現地調整所における調整事項等について、双葉地方広域市町村圏組合消防本部と調整した上で設置する。

イ 町は、消防機関又は県警察等の関係機関現地責任者が現地調整所を設置したとの連絡を受けた場合には、速やかに、他の関係機関に対し現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員（現地指揮責任者）を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

2 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請等

ア 町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに関係指定公共機関及び指定地方公共

機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

イ 町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長が指定行政機関及び関係指定公共機関が実施する国民保護措置に関し、総合調整を行うよう要請するよう求める。

この場合、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 町教育委員会に対する措置の実施の求め

ア 町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

イ アの場合において、町対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

3 町対策本部の廃止

(1) 町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

(2) 町長は、町対策本部を廃止したときは、町議会に町対策本部の廃止を報告する。また、表3-1の情報伝達ルートを用いて、速やかに、町対策本部を廃止したことを通知する。

(3) (1)の場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃災害等の状況に応じ、町長が、必要と認めるときは、緊急事態連絡室等の体制をとる。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、県防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通

信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国対策本部及び県対策本部等との連携

(1) 国対策本部及び県対策本部との連携

町は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国現地対策本部及び県現地対策本部との連携

町は、国現地対策本部及び県現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

ア 町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

イ アの場合、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

ア 町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

イ アの場合、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）ことができる。

(2) 町長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合、その旨及び当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項について、努めて自衛隊福島地方協力本部長（第1優先連絡先）又は第6師団長（第2優先連絡先）を通じて、陸上自衛隊にあつては東北方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

ただし、通信の途絶等のため町長がこれらの者に連絡がとれない場合においては、第44普通科連隊長を通じて、上記東北方面総監、横須賀地方総監又は中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

(3) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）〕により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

② 委託事務に要する経費の支弁の方法

③ その他事務の委託に関し必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。

ウ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに町議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われ

ない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を經由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町長等は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を町議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町長は、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報等の内容の伝達、自主防災組織や行政区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力を求めるに当たっては、安全を十分に確保するとともに、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

ア 町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

イ 町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県、町社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部及び日本赤十字社福島県支部大熊町分区と連携し、又は、他のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアの活動環境について配慮するとともに、町社会福祉協議会が、避難先地域等における救援活動の拠点となる現地災害救助ボランティアセンターを設置する場合、当該協議会のボランティアニーズの調査・情報収集、ボランティアの募集・活動状況等の周知、ボランティアの受入登録・配置等に協力することにより、ボランティアの技能等の効果的な活用を図る。

8 民間からの救援物資の受入れ

(1) 町は、関係機関の協力を得ながら、受入れを希望する物資、数量及び受入期間等を速やかに把握し、その内容のリスト及び送り先について、県に報告するとともに自ら周知を図る。

(2) 町は、国、県及び関係機関等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。また、県から、救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の確立及び運営についての協力依頼があった場合、可能な限り対応する。

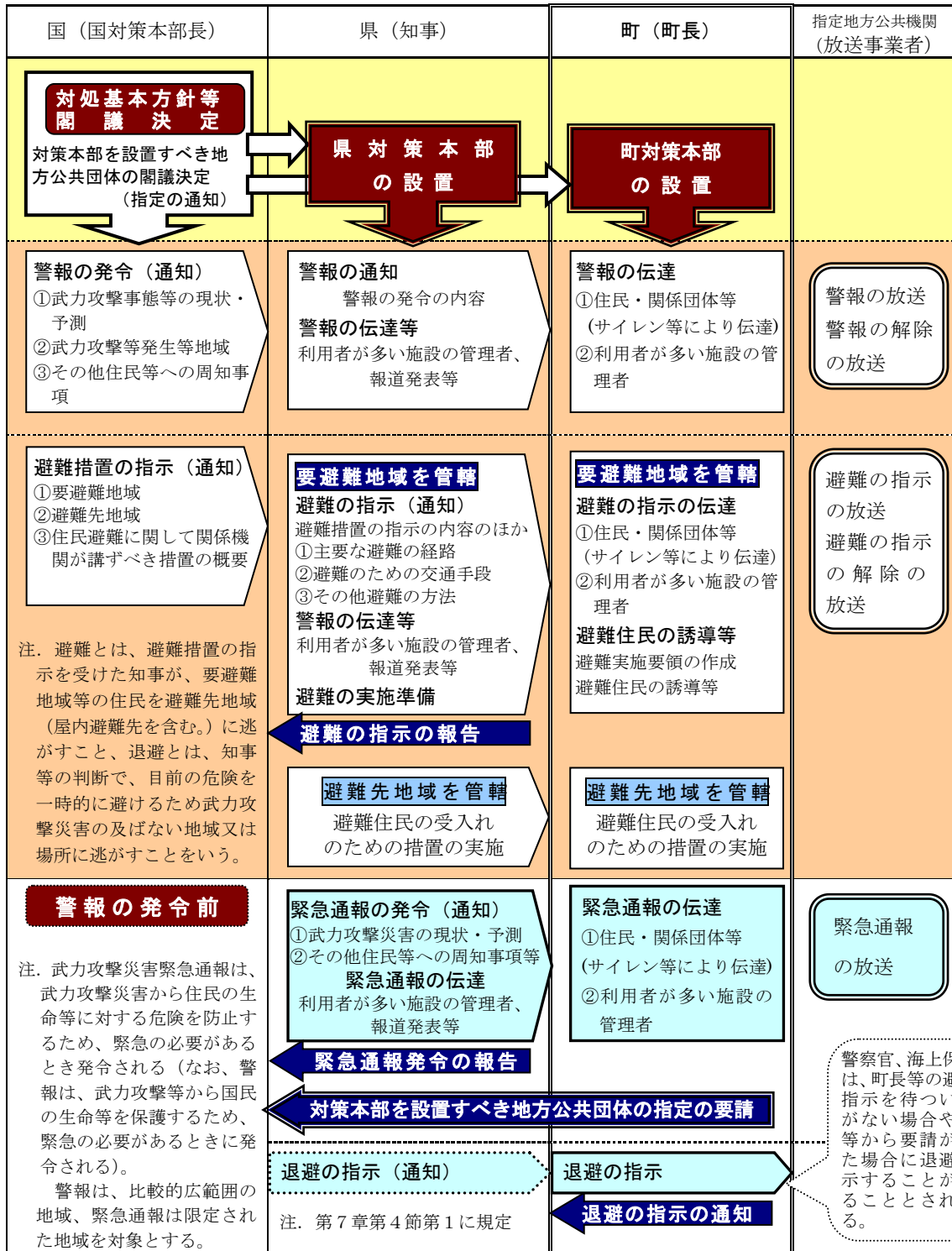
9 住民への協力要請

町長又は町の職員は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導（国民保護法第 70 条関係）
- (2) 避難住民の救援（同法第 80 条関係）
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（同法第 115 条関係）
- (4) 保健衛生の確保（同法第 123 条関係）

第4章 警報及び避難の指示等

図3-4 住民の避難に関する措置等における国、県及び町の対応等



注. 県及び町は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から、警報の内容の通知を受けた場合には、住民、表2-10で定める公私の団体等及び表2-12で定める大規模集客施設等の管理者に対しては、第2編第1章第4であらかじめ定めた伝達方法により、速やかに警報の内容を伝達する。

また、表2-11で定めるその他の関係機関に対しては、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、速やかに警報の内容を通知する。

《 警 報 の 内 容 》

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知

ア 町は、町の他の執行機関〔町教育委員会等〕及び表2-11で定めるその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、町の警報の内容を通知する。

イ 町は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。

大熊町ホームページ：<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

2 警報の内容の伝達の方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、行政区等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

- ① 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- ② 町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 町長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
 - ア 双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、町長の要請により、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等により警報の内容を伝達するものとする。

ただし、原則として、消火、救助・救急活動に支障のない範囲で行うものとする。
 - イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区や避難行動要支援者等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行う。
 - ウ 町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には避難行動要支援者について住民課との連携の上、災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿を活用することなどにより、避難行動要支援者に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

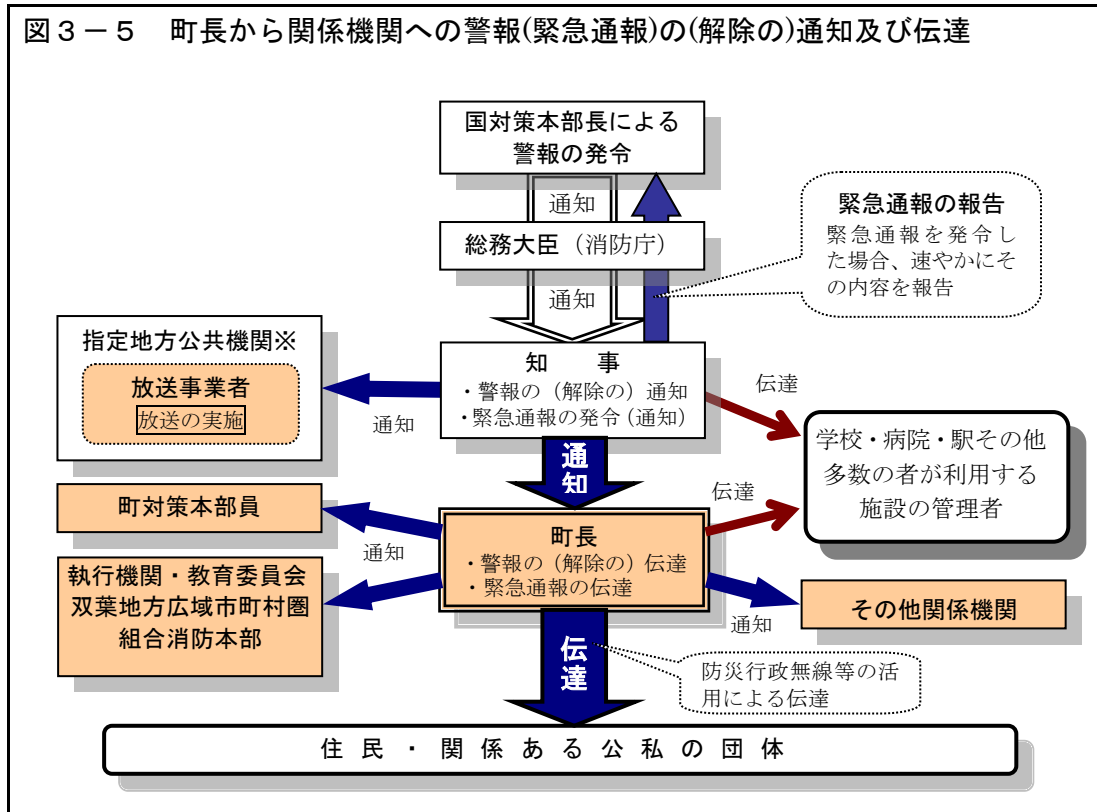
3 警報の解除の伝達等

町は、県から警報の解除の通知を受けた場合、警報の解除の伝達及び通知については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項については、警報の通知を受けた場合と同様に行うものとする。

4 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知

町長は、知事から武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令に伴う通知があった場合、警報の通知を受けた場合と同様の伝達方法等により、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に伝達するとともに、その他の関係機関に対し通知する。



第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成する。また、住民の生命、身体及び財産を守るためには、避難住民の誘導を行うことが極めて重要となることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示の伝達等

(1) 避難措置の指示の通知

町長は、知事を通じて国対策本部長から、次の内容の避難措置の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に、他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、避難措置の指示の内容を通知する。

《避難措置の指示の内容》

- ① 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）
- ② 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要

(2) 避難措置の指示の伝達等

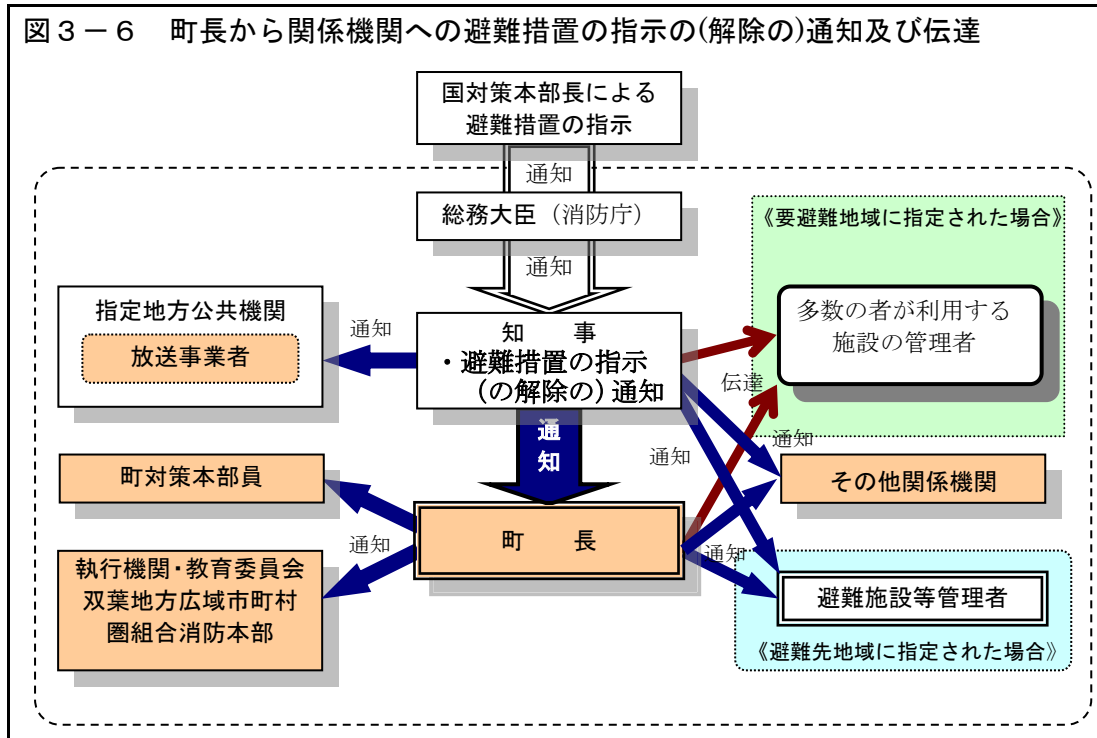
ア 町の区域が要避難地域に指定された場合

町は、速やかに避難の対応が可能となるよう、第1の警報の伝達と同様に要避難地域に所在する大規模事業所等の大規模集客施設等の管理者に対し、必要に応じ、避難措置の指示の内容を伝達する。

イ 町の区域が避難先地域に指定された場合

町は、避難施設等を早急に開設できるよう、必要に応じ、第2編第1章第4の表2-11の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難措置の指示の内容を通知する。

図3-6 町長から関係機関への避難措置の指示の(解除の)通知及び伝達



2 知事の避難の指示に当たっての協力等

- (1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況等の情報を収集するとともに当該情報を迅速に県に提供する。
- (2) 町長は、知事が避難の指示を行うに当たって、表3-4の事項等について、調整を行う場合、平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、当該調整に協力する。

表3-4 避難の指示に当たって知事が市町村等と調整する主な事項

調 整 事 項	調 整 先 機 関
○要避難地域に該当する市町村の避難住民数 ○市町村の避難住民の誘導等における役割分担 ○市町村の支援要望・広域的調整	要避難地域所在市町村、要 避難地域管轄消防本部
○受入可能人数（避難施設等の収容能力、食料等・ライフラインの供給 能力等） ○避難先地域における一時集合場所	受入地域所在市町村
○道路・交通状況の把握（積雪時の状況等を含む。） ○避難時における中継施設（道の駅等）の開設	道路管理者等である市町 村

3 避難の指示の通知・伝達

(1) 避難の指示の通知

町長は、知事から、次の内容の避難の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、避難の指示の内容を通知する。

(2) 避難の指示の住民等への伝達

ア 町長は、知事により、避難の指示が行われた場合には、第1の警報の内容の伝達に準じて、次の避難の指示の内容を、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に対し、迅速に伝達する。

《 避難の指示の内容 》

- ① 要避難地域
- ② 避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ④ 避難の実施日時
- ⑤ 主要な避難の経路
- ⑥ 避難のための交通手段
- ⑦ その他避難の方法

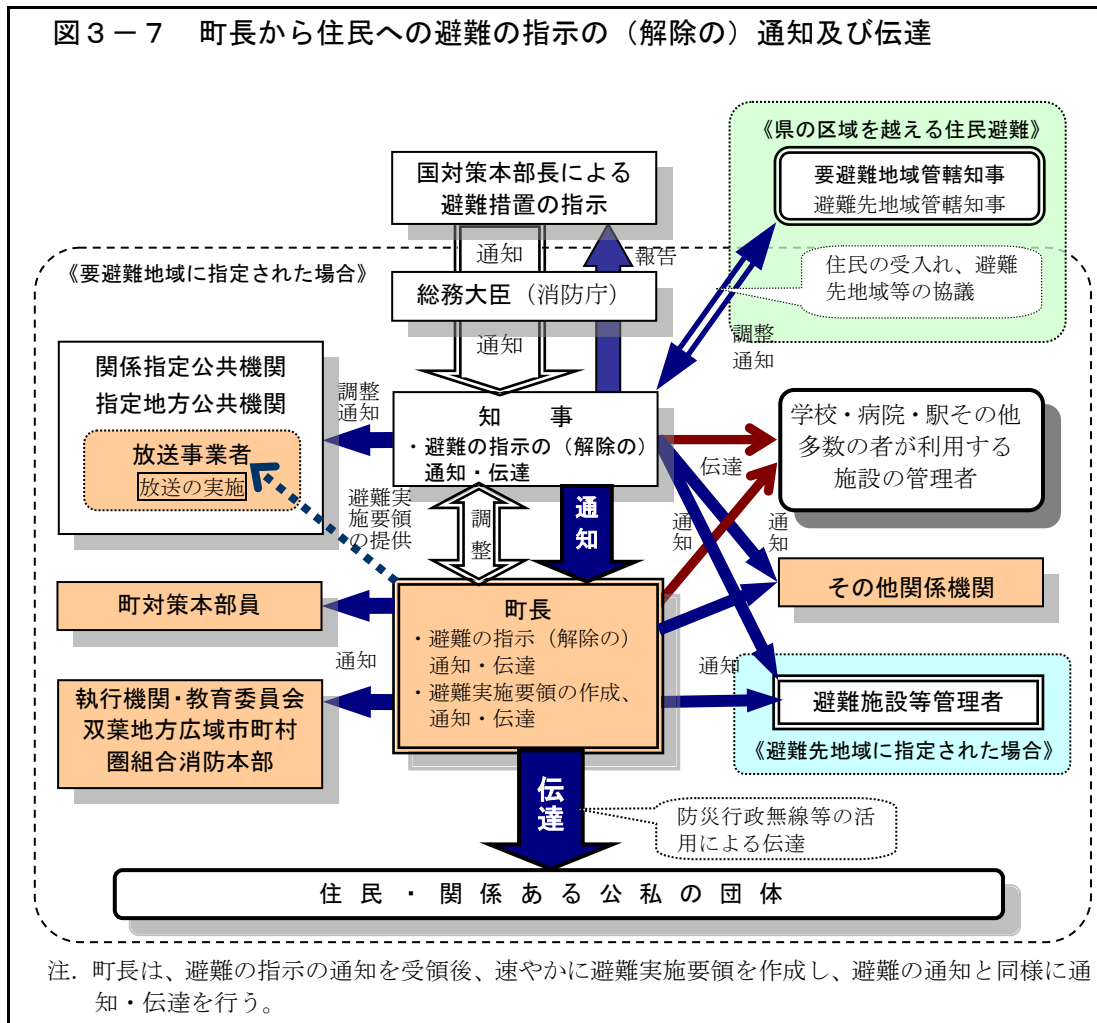
イ アの場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し避難の指示が確実に伝達され、当該施設における避難が円滑に行えるよう、特に配慮する。

(3) 避難先地域に指定された場合における避難施設等の管理者に対する通知

ア 町は、避難の指示により、町の区域が避難先地域に指定された場合には、避難施設等を早急に開設できるよう、第2編第1章第4の表2-11の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難の指示の内容を通知する。

イ 町の区域が、避難住民の主要な避難の経路に該当する場合若しくは必要に応じて、あらかじめ県から指定のあった町の区域にある中継施設の管理者に対し、避難の指示の内容を通知するとともに、中継施設の開設について協力を求める。

図3-7 町長から住民への避難の指示の（解除の）通知及び伝達



4 避難実施要領の策定等

(1) 避難実施要領の策定に当たっての基本的な方針

ア 町長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、町の各執行機関、消防機関、県、県警察、福島海上保安部、自衛隊及び道路管理者等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

イ 避難実施要領の作成に当たっては、当該要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

ウ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

- ① 要避難地域及び避難先地域
- ② 町及び他の関係機関が講ずべき措置の概要

- ③ 避難の実施日時
- ④ 主要な避難の経路及び避難のための交通手段
- ⑤ その他避難の方法
- イ 事態の状況の把握
 - ① 警報の内容
 - ② 被災情報等の収集及び分析
 - ③ 避難の指示以前に住民により自主的な避難が行われた場合の避難の状況又は町長等が退避の指示を行った場合の退避の状況等の把握
- ウ 避難住民の概数の把握
- エ 誘導の手段の把握
 - ① 屋内避難
 - ② 徒歩による避難
 - ③ 運送事業者である指定地方公共機関等の運送による長距離避難
 - ④ 自家用車を用いた長距離避難（中山間地域など公共交通機関の確保が困難な地域）
- オ 運送手段の確保の調整
 - ① 県及び県警察等との運送手段（自家用車等の使用）の調整
 - ② 運送手段の確保等についての県との役割分担
 - ③ 運送事業者との連絡体制の確保
 - ④ 一時集合場所（要避難地域及び避難先地域）の選定
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定
 - ① 避難行動要支援者名簿等登録者及び避難方法の把握
 - ② 県との福祉避難所等の開設等についての調整等
 - ③ 町対策本部における避難行動要支援者支援班等の設置
- キ 避難経路や交通規制の調整
 - ① 県及び県警察等との避難経路及び交通規制区間の調整
（自家用車を用いた長距離避難を行う場合の調整を含む。）
 - ② 道路の状況に係る道路管理者との調整等
- ク 職員の配置
 - ① 職員の割当て〔避難誘導及び一時集合場所（現地調整所含む。）、避難先地域への派遣等〕
 - ② 県、近隣市町村等との応援要員等の派遣についての調整等
- ケ 関係機関との調整
 - ① 現地調整所の設置
 - ② 関係機関との連絡手段の確保
 - ③ 避難誘導等に当たっての双葉地方広域市町村圏組合消防本部との役割分担
- コ 自衛隊等との避難経路や避難手段の調整
- (3) 避難実施要領に定める事項
- ア 避難実施要領に定める事項
 - ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施日時
- ④ その他、避難の実施に関し必要な事項

イ 避難実施要領に定める具体的な項目

避難誘導に際し関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため、避難実施要領には、原則として、表3-5の項目に沿った内容について記載する。

ただし、武力攻撃事態や武力攻撃災害の状況等を踏まえ、緊急に作成する必要がある場合等については、当該状況に応じた項目とする。

表3-5 避難実施要領に定める事項

避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）	
	項目	備考
避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項	要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、行政区、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
	避難先	避難施設等の避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
	一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の所在・施設等の名称及び住所を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所までの交通手段を記載する。
	集合に当たっての留意事項	一時集合場所への集合後における行政区や近隣住民間で行う安否確認の方法、高齢者その他特に配慮を必要とする者への配慮事項等、一時集合場所への集合に当たって留意すべき事項等を記載する。
避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項	町職員、消防職員及び消防団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、双葉地方広域市町村圏組合消防本部と調整の上、町職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
避難の実施日時	一時集合場所への集合時刻、一時集合場所からの避難時間及び避難方法等	①一時集合場所への集合時刻及び一時集合場所からの避難開始時刻を可能な限り具体的に記載する。 ②一時集合場所からの避難手段、避難経路及び避難先地域における一時集合場所等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）	
	項目	備考
その他、避難の実施に関し必要な事項	高齢者その他特に配慮を要する者への対応	<p>①高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>②誘導に際しては、高齢者等自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとするとともに、必要に応じ、民生児童委員、自主防災組織及び行政区等に対し、高齢者等の避難誘導の援助について協力を要請する。</p> <p>③医療機関、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設については、県と調整のうえ、当該施設の入院者等の避難方法及び避難手段等について記載する。</p> <p>また、当該施設管理者に対し、糖尿病患者等特殊な治療又は医薬品の投与等が必要な者に対する配慮事項について取りまとめた上で、一時集合場所において避難住民の誘導に係る職員に提出することに努めるよう要請する。</p>
	要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
	避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療及び情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
	避難住民の携行品、服装	<p>避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。</p> <p>なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。</p>
	避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(4) 国対策本部長による利用指針の調整

ア 自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合、町長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

イ アの場合、町長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

ア 町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、避難の指示の伝達等に準じて住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。この際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

イ 町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長、警察署長、福島海上保安部長及び自衛隊福島地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

ウ 町長は、放送事業者等に対して、避難実施要領の内容を提供する。

5 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

ア 町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員及び消防団長を指揮し、又は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に避難住民の誘導を要請することにより、避難住民を誘導する。

なお、避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要があり、消火活動及び救助・救急活動より、避難誘導活動を優先する必要があると判断した場合等特に必要があると認める場合は、双葉地方広域市町村圏組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することを求める。

イ 避難住民を誘導する場合、避難実施要領の内容に沿って、行政区、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

ウ 町長は、避難実施要領に基づき、避難経路の必要な場所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

エ 夜間における避難誘導においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の必要な場所に夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の活動

双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び富岡消防署は、町長から双葉地方広域市町村圏組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することの求めがあった場合、消火活動、救助・救急活動の状況を勘案しつつ、原則として、当該活動に支障のない範囲で、町長が定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行うものとする。

イ 消防団の活動

消防団は、町長の指揮により、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び富岡消防署と連携しつつ、自主防災組織、行政区等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、避難住民の誘導状況を勘案しつつ、避難住民の誘導に支障がない範囲で、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び富岡消防署と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行

う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、福島海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 町長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

ウ 町長は、避難住民の誘導において、現地における調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて第2編第2章の6に規定する現地調整所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や行政区長等の地域においてリーダーとなる住民及び大規模事業所等の代表者等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

ア 町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を行う。

イ 町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。この際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、町等の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者等への配慮

ア 町長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を万全に行うため作成する、避難行動要支援者支援班を設置し、避難行動要支援者名簿を活用しながら、町社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

イ ゲリラや特殊部隊による武力攻撃に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いと予想されることから、時間的に余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑にできるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、放送事業者等への情報提供、ホームページへの掲載等により、直ちに、住民等に周知徹底するよう努める。

また、他の道路管理者等から、道路の通行禁止等の措置を行ったとの報告等があった場合についても、同様に周知を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

ア 町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による医療救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ 町長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

ア 町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

イ 町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

6 武力攻撃事態の 4 類型の基本的避難誘導対応

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合・航空攻撃の場合

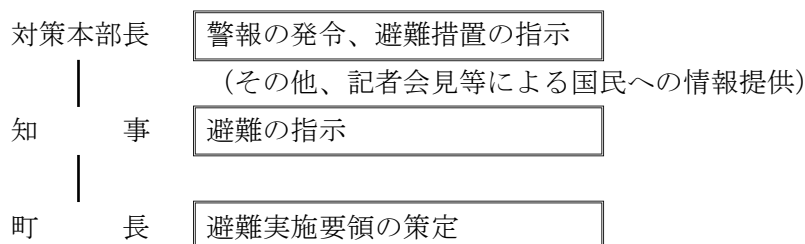
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるように、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

① 対策本部長は、弾道ミサイル発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と平行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及びおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

※避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難所までの移動」～「一時避難所からのバス等の運転手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

※昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般的に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を持って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

7 避難住民の復帰のための措置

(1) 避難措置の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

町長は、知事を経由して国対策本部長から要避難地域の全部又は一部についての避難措置の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、1に定める避難措置の指示の通知を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

(2) 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

町長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、3に定める避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

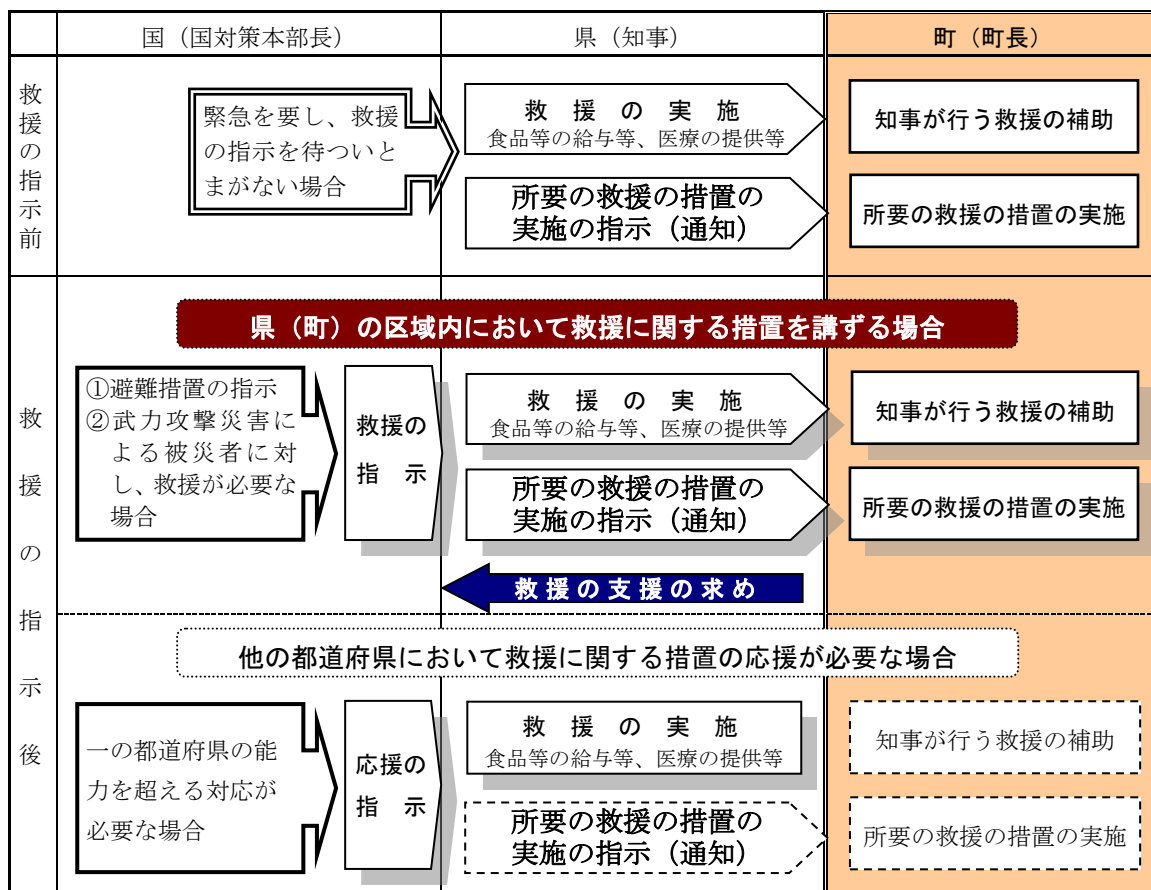
(3) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された場合、4の避難実施要領に準じて避難住民の復帰に関する要領を作成するとともに、5の避難誘導に準じて避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

町長は、避難住民の受入地域（避難先地域）等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、県が行う救援を補助するほか、第2編第2章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担及び県計画等に基づき救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

図3-8 救援に関する措置における国、県及び町の対応等



1 救援の実施

(1) 救援の実施

ア 町長は、知事から、第2編第2章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担及び避難住民及び武力攻撃災害による被災者の状況等に基づき救援の実施に関する事務の一部について、実施すべき措置の内容及び当該事務を行うべき機関の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を双葉地方広域市町村圏組合消防本部その他関係機関の協力を得て行う。

表 3-6 町長が行う救援の実施に関する事務

町長が行う救援に関する措置の内容	備 考
収容施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置 （避難所における避難行動要支援者支援班の設置）
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※備蓄物資及び町が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分
（緊急物資の受入れ、配送）	※県から配送される食品等の避難住民への配分
医療の提供及び助産	①医療（町が編成した医療救護班による医療の提供） ②助産
被災者の捜索及び救出	双葉地方広域市町村圏組合消防本部と連携して実施
埋葬及び火葬	
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	緊急に修理が必要な場合等に実施
学用品の給与	町立学校への給与
死体の捜索及び処理	死体の捜索については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に協力を求めることができる
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

注. 町は、表中の措置のうち、知事から実施すべき措置として通知があった事務について、措置を行う。

イ 町長は、住民等に対して負担を求める可能性がある次の事務について、知事からアの通知以外に、町長に事務を行わせる旨の公示があった場合、県計画等に基づき当該事務を行う。

- ① 救援への協力（国民保護法第 80 条）
- ② 物資の売渡しの要請等（同法第 81 条）
- ③ 土地等の使用（同法第 82 条）
- ④ 公用令書の交付（同法第 83 条）
- ⑤ 立入検査等（同法第 84 条）
- ⑥ 医療の実施の要請等（同法第 85 条）

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

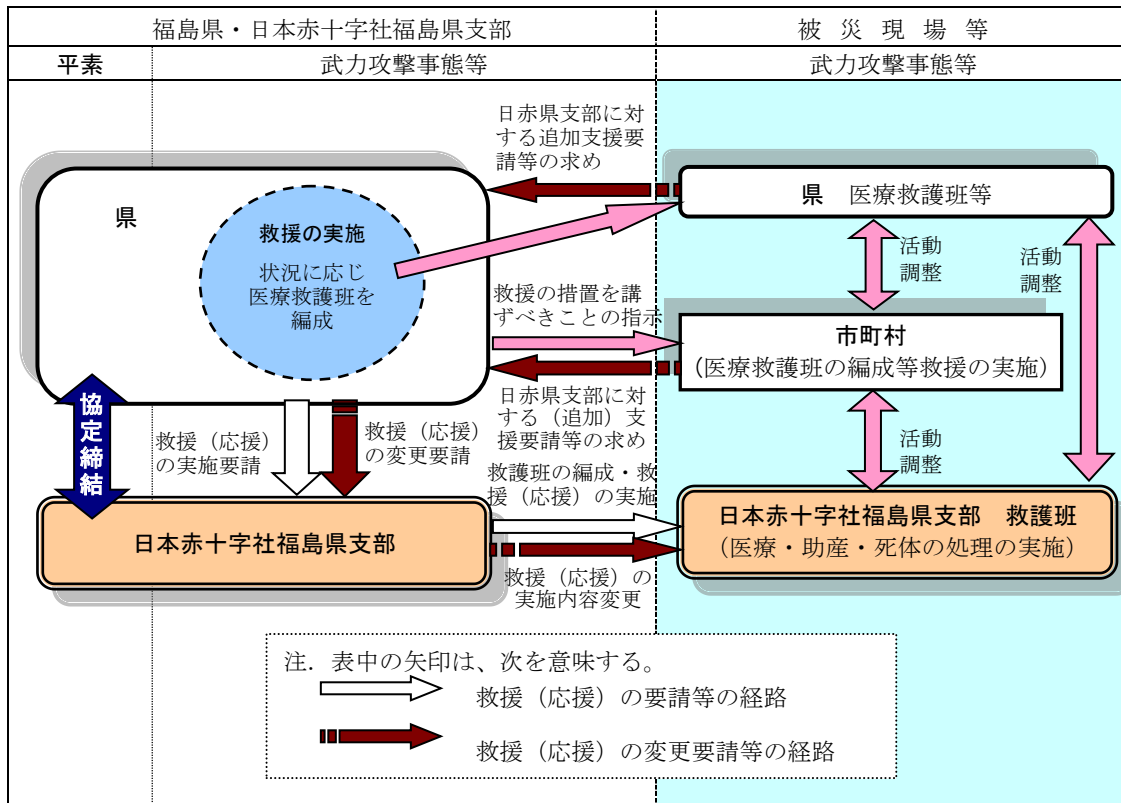
(2) 他の市町村との連携

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社福島県支部との連携

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社福島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社福島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

図3-9 救援の実施に係る日本赤十字社福島県支部との関係（医療救護活動）



(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

ア 町長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のた

めの措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。)及び県計画に基づき救援の措置を行う。

イ 町長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第1条第3項に基づき内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、県から提供を受けることなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、知事が実施する救援に関する措置の補助を行うとともに、知事から所要の救援の実施の指示の通知があった場合、自ら救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC兵器による攻撃に伴う特殊な医療活動を実施する場合は、県計画第3編第5章第4節に係る事項に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

ア 町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している諸学校等からの情報収集、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

町が、安否情報を収集する場合、安否情報省令第1条に規定する「安否情報収集様式（様式第1号、第2号）」とするが、安否情報の照会先機関からの報告については、同省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」によるものとする。

イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分配慮する。

(3) 安否情報の整理

ア 町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

イ アの場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

2 県に対する報告

町は、県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、原則として、電子メールにより送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話等により報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民等に周知を図る。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として、町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する「安否情報照会書（様式第4号）」に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、電子メール等により照会を受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 町は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書（様式第5号）」により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

① 町対策本部等対応窓口への様式第4号による照会

運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等により本人確認等を行う。

② 電話、ファックス、電子メール等による照会

町長が適当と認める方法により本人確認を行う。

イ 町は、安否情報の照会に係る者の安否情報の開示についての同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときにおいて、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を様式第5号により回答する。

ウ 町は、安否情報の回答を行った担当者、回答相手の氏名及び連絡先等を把握し、様式第3号の備考欄に記載する。

(3) 他の地方公共団体等が収集した安否情報に対する照会への対応

町は、住民から国及び他の地方公共団体が収集した安否情報に対し照会があった場合についても、(1)及び(2)と同様に受け付け回答する。

(4) 個人情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に対し周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報の回答については、安否情報回答責任者が判断する。

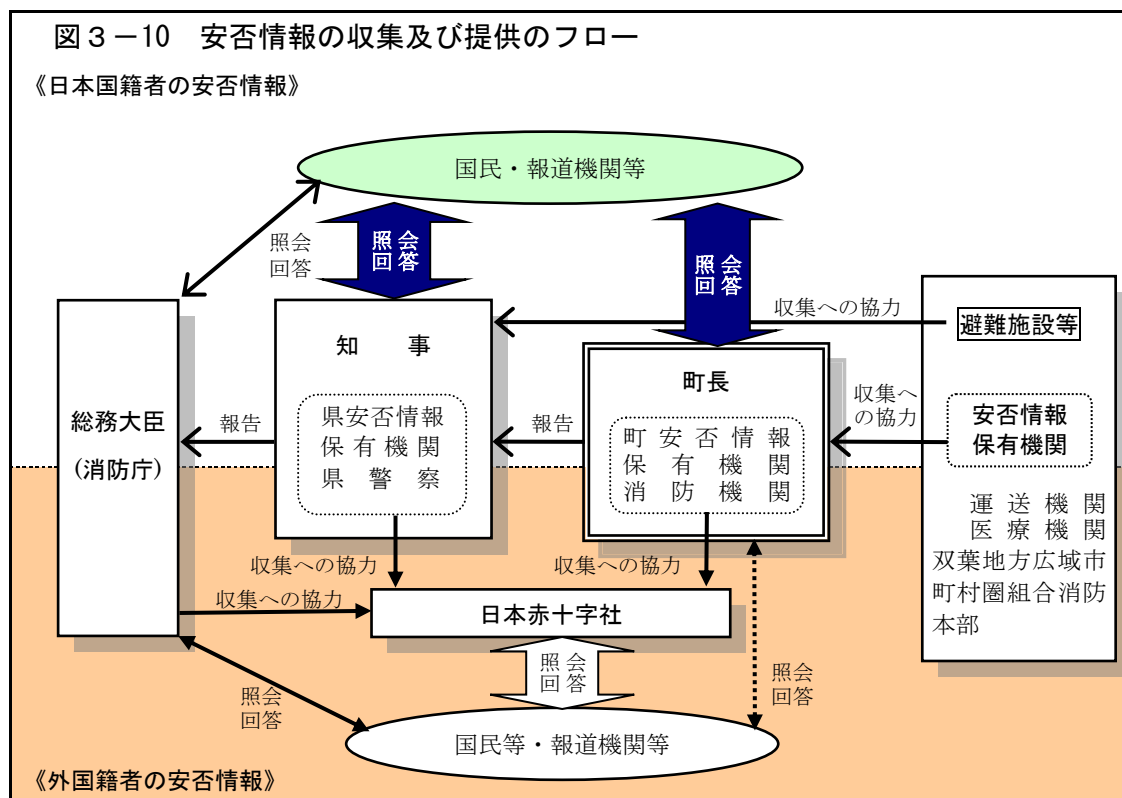
4 日本赤十字社に対する協力等

(1) 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人（外国籍の者。以下同じ。）に関する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。

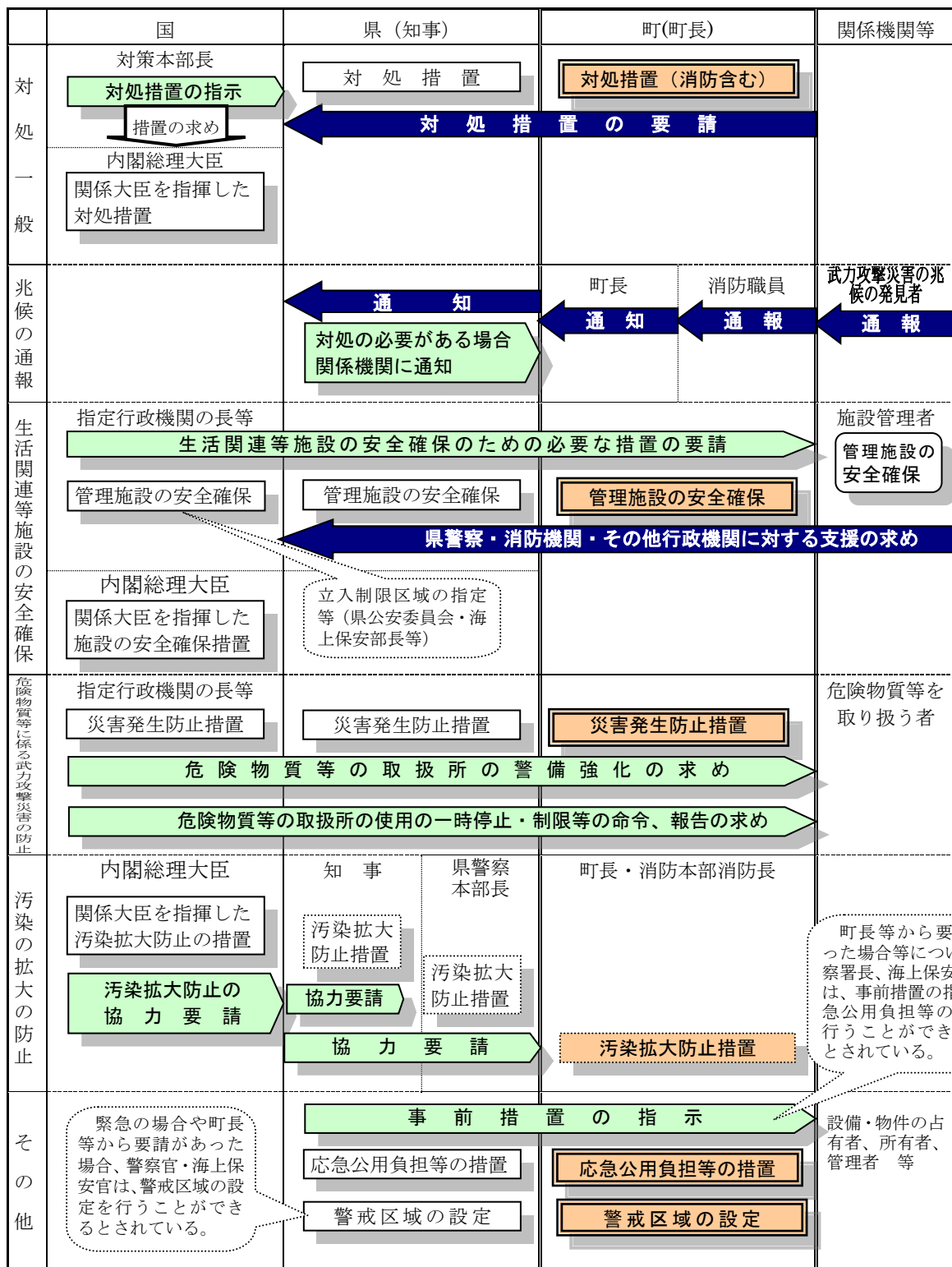
(2) 外国人に関する安否情報の提供

町は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、当該情報の提供に当たっても、3の(2)及び(4)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。



第7章 武力攻撃災害への対処

図3-11 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び町の対応等



注. 緊急通報の発令及び退避の指示については、第4章図3-5に記載。

第1 武力攻撃災害への対処

町は、町の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、国及び県等の関係機関と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないことから、武力攻撃災害への対処に関する基本的な考え方等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、国や県等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が大規模であり、又は、その性質が特殊であることなどの理由により、町長が、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に国における必要な措置の実施を要請するよう求める。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

双葉地方広域市町村圏組合消防本部の消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、関係機関からの協力を得つつ、可能な限り当該兆候について情報を収集し、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 町長は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

なお、退避の指示に当たっては、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に対し、消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等について協力を要請する。

イ 町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。

なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

① NBC兵器による攻撃や武力攻撃原子力災害と考えられるような場合において、住民が防護手段を有しておらず、移動するよりも外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断される時。

② 敵のゲリラや特殊部隊等が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される時。

ウ アの場合、退避の指示に際し、必要により、第2編第2章6に定める現地調整所を設け、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

イ 退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合もアと同様に伝達等を行う。

ウ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員等に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、県警察及び福島海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要

に応じて双葉地方広域市町村圏組合消防本部、県警察、福島海上保安部及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、退避が必要と認める地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町長は、武力攻撃事態等において、退避の指示を行う町職員に対し、特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における双葉地方広域市町村圏組合消防本部、県警察、福島海上保安部及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

イ NBC兵器による攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、1の退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

ア 町長は、警戒区域の設定等に当たっては、次の措置を行う。

① ロープ、標示板等により区域を明示するとともに広報車等による広報及び放送事業者等に対する情報提供等により、住民に周知する。

② 武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、福島海上保安部及び消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

ウ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴う必要な活動についての調整を行う。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合において、当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握及び消防機関に対する情報の提供に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

イ アの場合、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び富岡消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処措置を行うものとする。

また、消防団は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長又は富岡消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

ア 町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

イ 町長は、当該町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に対し、他の市又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合に福島県広域消防相互応援協定（平成9年12月26日締結）に基づく応援の要請を行うよう求める。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなどから必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日策定。平成26年3

月5日改定)及び緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日制定。平成26年3月5日改定)に基づき、知事を経由し、又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、双葉地方広域市町村圏組合の管理者に対し、消防の応援出動等を要請するなど必要な措置を行う。

(7) 医療機関等との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、県相双保健福祉事務所、双葉郡医師会、最寄りの災害医療センター等の医療機関及び日本赤十字社福島県支部等と緊密に連携した上で活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員の二次被害の発生を防ぐため、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、当該要員に可能な限り情報提供するとともに、県警察及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ アの場合、町長は、必要により現地に職員を派遣し、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、県(相双地方振興局、相双保健福祉事務所)、県警察、福島海上保安部、及び自衛隊(国民保護等派遣要請後に限る。)等と共に現地調整所を設置し、各機関における情報の共有、連絡調整を行うとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のために必要となる情報収集等の措置を行う。

ウ 町長は、知事又は消防庁長官から被災市町村への消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況・種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、被災現場等において双葉地方広域市町村圏組合消防本部と連携するとともに施設・装備・資機材及び通常の活動体制等を考慮し、団員に危険が及ばない範囲において、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の支援等の活動を行う。

オ 町長、双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長又は水防管理者は、被災現場等で活動する消防職団員、水防団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設については、国の方針に基づき対処措置を行うことになるため、国、県その他の関係機関と連携して行う町の対処に関する事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲で必要な支援を行うものとする。また、自ら支援を行う必要があると認めるときも、同様に対応するものとする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

ア 町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

イ アの場合、町長は、必要に応じ、県警察、福島海上保安部、双葉地方広域市町村圏組合消防本部その他の行政機関に対し、支援を求める。

ウ 町長は、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考として、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、町が、一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

ア 町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの国民保護措置の実施に当たって当該物質等が必要となる場合は、町対策本部は関係機関と所要の調整を行う。

イ 危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置は表3-7のとおり。

表 3-7 危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置

対 象	措 置 の 内 容
町の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの。（国民保護法施行令第 29 条）	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第 12 条の 3） ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号） ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

ア 町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

イ 町長は、表 3-7 の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃原子力災害への対処については、原則として、町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

町は、区域内及び双葉町、富岡町に所在する原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 町地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害等への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 平素における住民等への情報提供

町は、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、住民等に対して、緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、国、県及び町の指示に従って秩序ある行動をとれるよう、平素から、次に掲げる事項に関する情報の提供を行うものとする。

- ア 放射性物質及び放射線の特性
- イ 原子力発電所の概要
- ウ 原子力災害の内容とその特殊性
- エ 武力攻撃原子力災害発生時における防災対策の内容

(3) 武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 町長は、武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に連絡する。

イ 町長は、消防機関等からの連絡により、武力攻撃災害に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

ウ 町長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対

策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、第4章に定める警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(4) モニタリングの実施

町によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(5) 住民の避難誘導

ア 町長は、知事が住民等に対し避難等の指示を行った場合には、当該指示の内容を踏まえ、第4章に定める避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により知事が行う避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、被災現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、本章第2に定める退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(6) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 町は、国現地対策本部長が運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(7) 国への措置命令の要請等

ア 町長は、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じるよう国対策本部長に要請することを求める。

イ 町長は、必要に応じ、国民保護法第102条第1項の生活関連等施設に係る規定に基づき、生活関連等施設の管理者である原子力事業者が当該施設の安全確保のために必要な措置を講ずるよう、知事に対し要請することを求める。

(8) 安定ヨウ素剤の服用

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 避難退城時検査及び簡易除染の実施

町長は、避難の際の住民等に対する避難退城時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 飲食物の摂取制限等

町長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(11) 職員の安全の確保

町長又は双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報に

ついて、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処

町は、NBC兵器による攻撃に伴う汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 発生原因が特定できないがNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処）

町は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における初動対処の重要性にかんがみ、通報等によりNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる事態の発生を把握した場合、福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針（以下「県NBC災害等連携指針」という。）に基づき関係機関と連携し迅速な対処を図る。

ア 町は、NBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合、「県NBC災害等連携指針」に定めるとおり、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、県（相双地方振興局及び相双保健福祉事務所）、県警察及び福島海上保安部（以下「現地対応機関」という。）と相互に情報を交換し、情報の共有化を図る。

イ 町は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県（県民安全領域及び相双地方振興局）に連絡する。

ウ 町は、現地対応機関等から収集した、又は、県から情報提供のあった被災情報及び医療情報等について、双葉地方広域市町村圏組合消防本部と情報の共有化を図った上で、双葉郡医師会、町の区域内に所在する病院、最寄りの災害医療センター、日本赤十字社福島県支部等の関係機関に情報提供するとともに、町地域防災計画（一般災害対策編）で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。

また、町は、事態の状況等に応じ、第1章に定める必要な職員配備体制を整備する。

(2) 応急措置等の実施

ア NBC兵器による攻撃が行われたと特定された場合における対応

① 町長は、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、必要に応じ、第2に定める退避を指示する。また、NBC兵器による攻撃に伴う汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

② 町は、必要に応じ、県相双保健福祉事務所と調整の上、医療救護班の派遣及び被災現場等への医療救護所の設置を求める。

③ 双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行うものとする。

イ 災害の発生原因がNBC兵器による攻撃と特定できない段階における対応

① 町は、現地対応機関及び医療関係機関に対し、関係法令、町地域防災計画（事故対策編）及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置の実施を求めるとともに、自らも当該計画等に基づく、又は、準じた応急措置を行う。

また、双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、消防法、消防組織法及び町地域防災計画（事故対策編）及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置を行うものとする。

② 町の医療救護班の設置等及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部の活動については、アの②及び③に準じて行うものとする。

③ ①及び②の場合、町は、現地対応機関等の職員等が行う応急措置について安全の確保に十分配慮する。

(3) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(4) 関係機関との連携

ア 町長は、NBC兵器による攻撃が行われた場合は、町対策本部において、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、県警察、福島海上保安部、自衛隊及び医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し必要な対処を行う。

イ アの場合、町長は、自らの判断により、又は、関係機関からの要請により、必要に応じ、県NBC災害等連携指針に規定する現地調整所を設置し、若しくは、他の現地対応機関が現地調整所を設置した場合には、当該機関以外の現地対応機関に現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員を派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所から最新の情報についての報告を受け、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(5) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC兵器による攻撃により放射性物質、化学剤、生物剤及び毒素等による汚染が生じた場合、それぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核物質又は核兵器による攻撃の場合

① 町は、核物質等による攻撃による武力攻撃災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報について、県に対し直ちに報告する。

② 町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

① 町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因

物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

- ② 町は、相双保健福祉事務所が行う消毒等の措置を県警察等の関係機関と協力して実施する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(6) 町長及び双葉地方広域市町村圏組合の管理者の権限

ア 町長の権限

- ① 町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び県警察等の関係機関と調整しつつ、表3-8に掲げる権限を行使する。
- ② 町長は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う職員等に、資料編に定める証明書を携帯させた上で、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶等に立ち入らせることができる。

表3-8 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る知事等の権限等

	対象物件等	措置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる建物又は場所 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容

イ 双葉地方広域市町村圏組合の管理者の権限

- ① 双葉地方広域市町村圏組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、町及び県警察等の関係機関と調整しつつ、表3-8に掲げる権限を行使することができる。とされている。
- ② 双葉地方広域市町村圏組合の管理者は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る

措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う消防職員等に、資料編に定める証明書を携帯させた上で、他人の土地一建物その他の工作物又は船舶等に立ち入らせることができるとされている。

(7) 要員の安全の確保

ア 町長は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急対策を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮する。

イ 双葉地方広域市町村圏組合の管理者は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急対策を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

町及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 町等による被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集

ア 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 町は、情報収集に当たっては双葉地方広域市町村圏組合消防本部、県警察、福島海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

(2) 被災情報の報告

ア 双葉地方広域市町村圏組合消防本部、収集した被災情報について、町、県〔県民安全領域及び相双地方振興局（県民等保護対策本部設置後は、県民等保護対策本部及び県民等保護相双地方対策本部等）をいう。以下この章において同じ。〕及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により30分以内に被災情報の第一報を報告するものとする。

イ 双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、第一報を町、県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により県〔県民安全領域（県民等保護対策本部）〕が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長が必要と判断した場合は、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、町、県及び消防庁に報告するものとする。

ウ 町は、収集した被災情報について、県〔県民安全領域（県民等保護対策本部）〕からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、併せて県相双地方振興局（県民等保護相双地方対策本部等）にも報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

ア 町は、避難先地域において、県及び双葉郡医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

イ アの場合、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態を把握するなど特に留意する。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び双葉郡医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 双葉地方水道企業団は、避難先地域における感染症等の防止をするため、町及び県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、避難住民等に対し情報を提供するものとする。

イ 双葉地方水道企業団は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備するものとする。

ウ 双葉地方水道企業団は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は、不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行うものとする。

(5) 栄養指導対策

町は、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 町は、町地域防災計画の定めに準じて、災害時の廃棄物処理のために作成する「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、「災害時の廃棄物処理計画」に準じて、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村等への応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等の確保を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際において、必要に応じ、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を被災状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

双葉地方水道企業団は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 公共的施設の適切な管理

町管理の河川、道路等の管理者である町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）に規定する特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

2 特殊標章等の交付及び管理

町長、双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させることとされている。

(1) 町長

ア 町の職員（双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防団長及び消防団員

ウ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長

ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (3) 水防管理者
 - ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び県等が交付し、医療機関者が使用する赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めることとされている。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備、住民等の生活に密接な関係のある施設及び設備に武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

ア 町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生し、その使用に障害が生じた場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うとともに保安要員により速やかな復旧措置を講ずる。

イ アにより復旧措置を講じても障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 知事等に対する支援要請

町長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、知事等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理等している道路等の施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、住民生活との関連が大きい施設を優先に、迅速に復旧を行う。

また、町は、1の法制の整備後等において、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国等への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 町長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

町長が、知事から国民保護法第76条第1項に基づく、救援に関する措置を講ずべきことの指示を受け、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行った場合、知事に対し当該事務の実施に要した費用の請求を行う。

(3) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

この場合、損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を町長に提出するものとし、町長は、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、申請した者に通知する。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

この場合の申請、決定、通知の手続は(1)と同様に行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

- (1) 町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。
- (2) 町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、町緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、次の事項を除き原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。
- ア 国対策本部長に対する総合調整の要請（第3編第2章の2(2)のイ）
 - イ 警報の通知及び伝達（第3編第4章第1の1～3）
 - ウ 特殊標章等の交付及び管理（第3編第11章）
- (3) (2)の場合、第1編から第4編までの用語は、表5-1のとおり読替えるものとする。

表5-1 緊急処理事態における用語の読替え

該当箇所	武力攻撃事態等（第1～4編）	緊急処理事態における読替え
全 般	武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
	武力攻撃事態等	緊急処理事態
	武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
	国民保護措置 (国民の保護のための措置)	緊急対処保護措置
	町国民保護（現地）対策本部（長）	町緊急処理事態（現地）対策本部（長）
	県国民保護（現地）対策本部（長）	県緊急処理事態（現地）対策本部（長）
	国武力攻撃事態（現地）対策本部（長）	国緊急処理事態（現地）対策本部（長）
	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）	緊急処理事態対処方針
第3編	第4章 武力攻撃災害緊急通報	緊急処理事態における災害における緊急通報
	第7章 武力攻撃原子力災害	緊急処理事態における攻撃による原子力災害

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

- (1) 緊急処理事態においては、国緊急処理事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。
- (2) 緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

目 次

資料 1	組織体制	117
1	各所属における平素の業務	117
2	町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員	119
3	各配備体制の設置場所等	119
資料 2	防災関係機関等の連絡先一覧	120
1	県関係機関	120
①	県(本庁) (抜粋)	120
②	県(出先機関)	121
③	県警察	122
2	消防機関	122
3	指定地方行政機関	122
4	指定公共機関及び指定地方公共機関	123
5	自衛隊	123
6	報道機関	124
資料 3	様式	125
1	安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)[様式第 1 号(第 1 条関係)]	125
2	安否情報収集様式(死亡住民)[様式第 2 号(第 1 条関係)]	126
3	安否情報の報告様式	127
4	安否情報照会書[様式第 4 号(第 3 条関係)]	128
5	安否情報回答書[様式第 5 号(第 4 条関係)]	129
6	火災・災害等即報要領に基づく救急・救助事故等速報の様式	130
7	被災情報の報告様式	131

資料編

資料 1 組織体制

1 各所属における平素の業務

所 属	平 素 の 業 務
総務課 秘書公聴係、行政係、財政係、 管財係	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎における警戒等の予防対策に関する事 2 国民保護に関する広報及び公聴体制の整備に関する事 3 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 4 行政区との情報連絡体制の整備に関する事 5 国民保護関係の予算、その他財務に関する事 6 所管施設の予防対策に関する事 7 所管資料の整備に関する事
企画調整課 原子力行政係、賠償対策係、 企画振興係	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力機関との連絡調整に関する事 2 報道機関との連絡に関する事 3 所管資料の整備に関する事
税務課 管理係、賦課係、徴収係	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する町民税の減免及び徴収猶予に関する事 2 所管資料の整備に関する事
住民課 住民係、避難者名簿係、国保 年金係	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援プランに関する事 2 避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備に関する事 3 避難行動要支援者の支援班の体制の整備に関する事 4 所管資料の整備に関する事
福祉課 福祉係、子育て支援係、健康 介護係	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 2 児童及び老人福祉施設等への情報伝達体制の整備に関する事 3 福祉避難所及び避難所における避難行動要支援者窓口等に関する事 4 ボランティア等の支援に係る総合調整に関する事
健康介護課 介護保険係、保健衛生係、包 括支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び救急体制、感染症予防、食中毒予防等の健康危機管理に関する事 2 医療、医薬品等の備蓄、調達体制の整備に関する事
生活支援課 生活支援係、住宅支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の運営体制の整備に関する事 2 避難行動要支援者の避難支援業務に関する事 3 義援金品の配分体制の整備に関する事
環境対策課 消防交通係、生活環境係、放 射線対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に関する業務の総括に関する事 2 町国民保護協議会の運営に関する事 3 町国民保護計画の見直し、変更に関する事 4 町国民保護対策本部等の体制の整備に関する事 5 通信体制（他課に属するものを除く。）の整備に関する事 6 情報の収集、提供体制の整備に関する事 7 住民等に対する警報及び緊急通報等の内容の伝達等に関する事 8 県、近隣市町村その他関係機関との連携体制の整備に関する事 9 避難実施要領の策定に関する事 10 物資及び資材の備蓄、運送に関する事

所 属	平 素 の 業 務
	11 避難及び救援等に係る体制の整備に関すること 12 消防団及び自主防災組織等の充実・活性化の推進に関すること 13 研修、訓練に関すること 14 特殊標章等の交付及び管理に関すること 15 国民保護に関する啓発に関すること 16 廃棄物処理に関すること 17 死体処理体制の整備に関すること 18 所管施設の予防対策に関すること 19 原子力発電所をはじめとする生活関連施設に関すること 20 所管資料の整備に関すること 21 国民保護措置の復旧に関すること
産業建設課 建設係、産業係	1 農林水産業団体との連絡調整に関すること 2 農地、農業施設等の把握、対策に関すること 3 林道、治山施設等の把握、対策及び連絡調整に関すること 4 商工団体等との連絡調整に関すること 5 ダム、ため池施設等の予防対策に関すること 6 食品、日用品等生活必需物資の調達体制の整備に関すること 7 所管資料の整備に関すること
復興事業課 復興係、復旧係	1 道路、河川、海岸等の状況の把握、対策及び連絡調整に関すること 2 建設業及び土木業団体との連絡調整に関すること 3 双葉地方水道企業団との連絡調整に関すること 4 公共建築物等の防災に関すること 5 建設資機材の調達体制の整備に関すること 6 建築物等の被害調査に係る体制の整備に関すること 7 所管施設の予防対策に関すること 8 所管資料の整備に関すること
出張所・連絡事務所	1 出張所・連絡事務所の予防対策に関すること
出納室 出納係	1 出納業務における安全対策に関すること
議会事務局	1 町議会議員との連絡に関すること 2 所管資料の整備に関すること
教育総務課	1 児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関すること 2 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 3 文化財の保護に関すること
消防団	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 装備・資機材の整備に関すること

2 町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員

名 称	指定職員	代 替 職 員		
		第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
対策本部長	町 長	副町長	総務課長	環境対策課長
対策副本部長	副町長	総務課長	環境対策課長	企画調整課長

3 各配備体制の設置場所等

配 備 体 制	設 置 区 分	設 置 場 所	代 替 設 置 場 所
①警戒配備体制	業務実施場所	大熊町役場庁舎正庁	大熊町役場いわき出張所
	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める
②緊急事態連絡室体制	業務実施場所	大熊町役場庁舎正庁	大熊町役場いわき出張所
	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める
③町対策本部体制	対 策 本 部	大熊町役場庁舎正庁	大熊町役場いわき出張所
	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める

資料 2 防災関係機関等の連絡先一覧

1 県関係機関

① 県(本庁) (抜粋)

福島市杉妻町 2-16

県庁代表 024-521-1111

	部局等名	担当名	電話番号
危機管理部	危機管理課	危機管理担当	024-521-8651
		総務・経理担当	024-521-8652
	消防保安課	代表	024-521-7190
		消防、火災予防	024-521-7190
		高圧・LPガス、危険物、火薬、電気工事業	024-521-7189
災害対策課	代表	024-521-7194	
	災害対策 情報通信	024-521-7194 024-521-7195	
原子力安全対策課	放射線監視室	原子力安全対策課	024-521-7819
		放射線監視室	024-521-8498
総務部	秘書課	—	024-521-7009
	広報課	代表／総務・電子担当	024-521-7012
	市町村行政課	—	024-521-7057
	市町村財政課	—	024-521-7059
企画調整部	企画調整課	—	024-521-7108
	復興推進本部	総括班	024-521-7129
	エネルギー課	エネルギー政策担当	024-521-7116
避難地域振興局	避難地域復興課	支援担当	024-521-8435
		調整担当	024-521-8436
		帰還支援担当	024-521-8439
	避難者支援課	—	024-523-4250、4157
生活拠点課	復興公営住宅担当	024-521-8617	
	避難者住宅対策担当	024-521-8306	
	再建調整担当 再建支援担当	024-521-6933 024-521-8618	
原子力損害対策課	損害対策担当 賠償支援担当	024-521-7103 024-521-8183	
生活環境部	一般廃棄物課	—	024-521-7249
	産業廃棄物課	産業廃棄物適正処理等担当	024-521-7264
	中間貯蔵施設等対策室	—	024-521-8043
	除染対策課	除染企画・交付金チーム	024-521-7276

部局等名		担当名	電話番号
保健福祉部	保健福祉総務課	—	024-521-7219
	地域医療課	医務・救急担当	024-521-7221
商工労働部	商工総務課	総務・予算経理担当	024-521-7269
農林水産部	農林総務課	総務担当	024-521-7391
土木部	土木企画課	防災担当	024-521-7890
	道路管理課	維持補修担当	024-521-7473
		市町村担当	024-521-7503
	河川整備課	水防担当	024-521-7483
		整備担当	024-521-7894
		ダム担当	024-521-7487
砂防課	—	024-521-7492	
下水道課	市町村下水道担当	024-521-7515	
建築住宅課	企画担当 復興住宅担当	024-521-7520 024-521-8387	
病院局	病院経営課	—	024-521-7226
教育委員会 (教育庁)	教育総務課	総務担当	024-521-7755

② 県(出先機関)

機関名	所在地	電話番号
相双地方振興局	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1115、1116 (市町村支援課)
福島県ふたば復興事務所	富岡町小浜 553-2	0240-22-6974
相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1326 (総務企画課) 0246-24-6072 (いわき出張所)
福島県ふたば医療センター 一附属病院	富岡町大字本岡字王塚 817-1	0240-23-5090
福島県ふたば医療センター 一附属ふたば復興診療所 (ふたばリカーレ)	檜葉町大字北田字中満 289-1	0240-23-6500
相双農林事務所	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1176 (総務部)
相双農林事務所 双葉農業普及所	富岡町小浜 481	0240-23-6472
相双農林事務所 富岡林業指導所	富岡町小浜 553-2	0240-23-6084

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
相双建設事務所	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1205 (総務課)
相双建設事務所 富岡土木事務所	富岡町小浜 553-2	0240-23-5529
相馬港湾建設事務所	相馬市原釜字大津 183	0244-26-8768 (総務課)
相双教育事務所	南相馬市原町区錦町 1-30	0246-24-6214 (総務担当)

③ 県警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
福島県警察本部	福島市杉妻町 2-16	024-522-2151
双葉警察署	富岡町中央 2-19	0240-22-2121

2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
双葉地方広域市町村圏 組合消防本部	檜葉町大字山田岡字仲丸 1-110	0240-25-8561
双葉地方広域市町村圏 組合消防本部富岡消防署	富岡町大字本岡字王塚 673-3	0240-22-2119

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
警察庁東北管区警察局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-7181
総務省東北総合通信局	仙台市青葉区本町 3-2-23	022-221-0604
財務省東北財務局福島財務事務所	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111
厚生労働省東北厚生局福島事務所	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4 階	024-503-5030
農林水産省東北農政局 福島県拠点	福島市南中央 3-36	024-534-4141
農林水産省林野庁関東森林管理局 福島森林管理署	福島県福島市野田町 7-10-4	024-535-0121
経済産業省東北経済産業局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-4856
国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	福島市黒岩字榎平 36	024-546-4331
国土交通省東北地方整備局 磐城国道事務所	いわき市平字五色町 8-1	0246-23-2211

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省東北運輸局福島運輸支局	福島市吉倉字吉田 54	024-546-0345
気象庁仙台管区気象台福島地方気象台	福島市松木町 1-9	024-534-0321
海上保安庁第二管区海上保安本部 福島海上保安部	いわき市小名浜字辰巳町 66	0246-53-7112

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話株式会社福島支店	福島市山下町 5-10	024-531-7481
東北電力株式会社相双電力センター	南相馬市原町区三島町 2-41	0244-22-2159
東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社	富岡町本町 1-38	0240-22-3815
一般社団法人福島県エルピーガス協会	福島市上鳥渡字蛭川 22-2	024-593-2161
東日本高速道路株式会社 いわき管理事務所	いわき市好間町北好間字丸田 17-1	0246-36-0123
東日本鉄道株式会社東北地域本社福島支店	福島市栄町 1-1	024-522-1233
独立行政法人国立病院機構いわき病院	いわき市小名浜野田字八合 88-1	0246-88-7101
一般社団法人福島県医師会	福島市新町 4-22	024-522-5191
公益社団法人福島県歯科医師会	福島市仲間町 6-6	024-523-3266
一般社団法人福島県薬剤師会	福島市蓬莱町 2-2-2	024-549-2198
公益社団法人福島県看護協会	郡山市本町 1-20-24	024-934-0512
公益社団法人福島県診療放射線技師会	福島市蓬莱町 7-13-5	024-536-1242
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	福島市渡利字七社宮 111	024-523-1251
日本赤十字社福島県支部	福島市永井川字北原田 17	025-545-7997
公益社団法人福島県トラック協会	福島市飯坂町平野字若狭小屋 32	024-558-7755

5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号・FAX番号
自衛隊福島地方協力本部	福島市南町 86	(電話) 024-546-1919 (FAX) 024-546-1921
陸上自衛隊東北方面総監部(運用班)	仙台市宮城野区南目館 1-1	(電話) 022-231-1111 (内線 2723) (FAX) 022-237-3056
陸上自衛隊第 44 普通科連隊(第 3 科)	福島市荒井字原宿 1	(電話) 024-593-1212 (内線 237) (FAX) 兼用

6 報道機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本放送協会 (福島放送局)	福島市早稲町 1-2	024-526-4333
福島テレビ株式会社	福島市御山町 2-5	024-536-8000
株式会社福島中央テレビ	郡山市池ノ台 13-23	024-923-3300
株式会社福島放送	郡山市桑野 4-3-6	024-933-1111
株式会社テレビユー福島	福島市西中央 1-1	024-531-5111
株式会社ラジオ福島	福島市下荒子 8	024-531-4321
株式会社エフエム福島	郡山市神明町 4-4	024-991-9000
株式会社福島民報社	福島市太田町 13 -17	024-531-4111
福島民友新聞社株式会社	福島市柳町 4-29	024-523-1191

資料3 様式

1 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）〔様式第1号（第1条関係）〕

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

2 安否情報収集様式（死亡住民）〔様式第2号（第1条関係）〕

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

4 安否情報照会書 [様式第4号 (第3条関係)]

様式第4号 (第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日	
総務大臣 (県知事) 殿 (町長)	
申 請 者 住所 (居所) 氏 名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ()
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別するための情報
※ 申 請 者 の 確 認	
※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

6 火災・災害等即報要領に基づく救急・救助事故等速報の様式

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救助者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

7 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
大熊町

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時 年 月 日
 - (2) 発生場所 大熊町大字〇〇字〇〇（北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況